

分類：公開

## GUIDELINES

国際復興開発銀行貸出および  
国際開発協会融資・贈与の下での  
世界銀行の借入者による  
コンサルタントの選定と雇用に関する  
ガイドライン（仮訳）

2011年1月

日本語版は、あくまでも読者の理解を容易にするためのものであり、英語による本文が正文です。日本語版は仮訳です。

Copyright 2011

國際復興開發銀行／世界銀行

1818 H Street, N.W.

Washington, D.C. 20433, U.S.A.

2011 年 1 月

<b>I. はじめに</b> .....	<b>1</b>
1.1 目的 .....	1
1.4 一般的考慮 .....	1
1.7 ガイドラインの適用 .....	2
1.9 利益相反 .....	3
1.10 不公正な競争上の優位性 .....	4
1.11 適格性 .....	4
1.14 事前請負契約と遡及融資 .....	6
1.15 コンサルタント間の提携 .....	6
1.16 世銀の審査、援助、およびモニタリング .....	7
1.19 誤調達 .....	7
1.20 世銀についての引用 .....	8
1.21 研修または知識の移転 .....	8
1.22 言語 .....	8
1.23 不正と腐敗 .....	9
1.25 調達計画 .....	11
<b>II. 質およびコストに基づく選定 (QCBS)</b> .....	<b>12</b>
2.1 選定過程 .....	12
2.3 業務指示書 (TOR) .....	12
2.4 コスト見積り (予算) .....	13
2.5 広告 .....	13
2.6 コンサルタントのショート・リスト .....	14
2.9 提案要求書 (RFP) の作成と発行 .....	15
2.10 招請状 (LOI) .....	15
2.11 コンサルタントへの指示書およびデータシート (ITC) .....	15
2.12 請負契約 .....	16
2.13 プロポーザルの受領と開封 .....	16
2.14 プロポーザルの説明または変更 .....	17
2.15 プロポーザルの評価：質とコストに対する考慮 .....	17
2.16 質の評価 .....	17
2.23 財務プロポーザルの開封とコストの評価 .....	19
2.26 質とコストの総合評価 .....	21
2.27 請負契約の交渉と落札者決定 .....	21
2.31 落札者決定の公表 .....	22
2.32 借入者による結果説明 .....	22
2.33 すべてのプロポーザルの拒絶と招請の再開 .....	22
2.35 守秘義務 .....	23

<b>III. その他の選定方法</b> .....	<b>24</b>
3.1 一般事項.....	24
3.2 質に基づく選定 (QBS) .....	24
3.5 固定予算での選定 (FBS) .....	25
3.6 最低コストに基づく選定 (LCS) .....	25
3.7 コンサルタントの資格に基づく選定 (CQS) .....	25
3.8 単一供給源からの選定 (SSS) .....	26
3.12 カントリー・システム活用.....	27
3.13 金融仲介機関・企業への融資によるコンサルタント選定.....	27
3.14 世銀が保証する融資によるコンサルタント選定.....	27
3.15 特殊なコンサルタントの選定.....	28
<b>IV. 契約のタイプと重要規定</b> .....	<b>31</b>
4.1 請負契約のタイプ.....	31
4.6 重要規定 .....	32
<b>V. 個人コンサルタントの選定</b> .....	<b>35</b>
<b>付記 1: コンサルタント選定にかかる世銀の審査と落札者決定の公表</b> .....	<b>37</b>
1. 選定過程のスケジュール設定.....	37
2. 事前審査.....	37
5. 事後審査.....	39
6. 事後審査から事前審査への変更.....	40
7. 落札者決定の公表.....	40
8. 世銀の制裁方針および手続きに関する相当の注意 .....	41
<b>付記 2: RFP のコンサルタントへの指示書およびデータシート (ITC)</b> .....	<b>42</b>
<b>付記 3: コンサルタントへの手引き</b> .....	<b>44</b>
1. 目的.....	44
2. コンサルタント選定に対する責任.....	44
3. 世銀の役割.....	44
5. コンサルタント・サービスに関する情報.....	45
7. コンサルタントの役割.....	45
10. 守秘義務.....	46
11. 世銀の対策.....	46
15. 世銀による結果説明.....	47

## 略語

CDD	コミュニティ主導型開発
CPAR	国別調達評価報告書
CQS	コンサルタントの資格に基づく選定
EOI	関心表明
FBS	固定予算での選定
FPA	信託原則協定
IBRD	国際復興開発銀行（世界銀行）
ICSID	投資紛争解決国際センター
IDA	国際開発協会
IDC	無期限納期の請負契約
IFC	国際金融公社
INT	世銀監察総局
ITC	コンサルタントへの指示書
LCS	最低コストに基づく選定
LOI	招請状
MDTF	マルチドナー信託基金
MIGA	多数国間投資保証機関
MOS	業務要約月報
NGO	非政府組織
PAD	プロジェクト評価文書
PPA	プロジェクト準備金
PPR	調達事後審査
PID	プロジェクト情報書類
QBS	質に基づく選定
QCBS	質とコストに基づく選定
REOI	関心表明要請
RFP	提案要求書
SA	特別勘定
SSS	単一供給源からの選定
SWAp	セクターワイドアプローチ
TOR	業務指示書
UCS	カントリー・システム活用
UN	国際連合
UNDB	国連開発ビジネス

## 第1部 はじめに

### 目的

1.1 本ガイドラインの目的は、国際復興開発銀行（IBRD）の貸出、国際開発協会（IDA）<sup>1</sup>の融資、プロジェクト準備金（PPA）、世銀グラント、あるいは、世銀が管理し受益者が実施する信託基金<sup>2</sup>グラントから、全額もしくは一部が融資されたプロジェクトにおいて、必要となるコンサルタントの選定上、業務請負上、監督上の世銀の方針および諸手続きを定義することにある。

1.2 融資契約は、借入者と世銀との法的関係を規定し、さらに、本ガイドラインは、融資契約に記述されたプロジェクトのためのコンサルタントの選定と雇用に適用される。借入者<sup>3</sup>とコンサルタントの権利および義務は、借入者によって発行される提案要求書（RFP）<sup>4</sup>の具体的内容と借入者がコンサルタントと結んだ請負契約書に示されており、本ガイドラインや融資契約の内容に基づくものではない。融資契約の当事者以外の者には、同融資契約のもとで与えられた権利や、融資金の支払いを請求する権利は一切与えられていない。

1.3 このガイドラインで用いられる「コンサルタント」という用語には、コンサルティング会社、エンジニアリング企業、建設会社、管理会社、調達代理店、検査サービス提供者、監査人、国連機関（UN）をはじめとする多国籍機関、投資銀行およびマーチャント・バンク、大学、調査研究所、政府機関、非政府組織（NGO）、それに個人<sup>5</sup>など、多岐にわたる民間・公共組織が含まれる。世銀の借入者は、これらの組織をコンサルタントとして利用して、政策助言、制度改革、マネジメント、エンジニアリング・サービス、建設監督、金融サービス、調達サービス、社会・環境調査、さらに、このような分野で借入者の能力を補完する意味でプロジェクトの識別や準備、実施を進めるといった広範な活動に役立てるものとする。

### 一般的考慮

1.4 借入者は、プロジェクトの準備作業と実施の責任を負っているため、コンサルタントの選定と、請負契約の締結、その後の契約の管理といった責任を負う。世銀は、「経済性や効率性への配慮に十分な注意を払い、政治的またはその他の経済以外の影響や配慮を考慮することなく、融資金が当該融資の付与された目的にのみ使用されるよう確保する」ことが世銀協定（世銀協定第3条5(b)およびIDA

<sup>1</sup> IBRDとIDAの（本件に関する）要件は全く同一である。そのため、本ガイドラインで使用される「世銀」という用語にはIBRDとIDAの両方が含まれ、また「融資」には、IBRDの貸出とIDAの融資/贈与、世銀のグラント、世銀が管理し受取者が実行する信託基金、およびプロジェクト準備金（PPA）が含まれる。さらに「融資契約」という用語には、銀行と借入者間の法的契約が含まれ、世銀とプロジェクト実施機関間のプロジェクト契約も含まれる場合もある。「借入者」という用語には、そうしたプロジェクトを実行する貸出、融資、贈与、PPAの受取人が含まれ、転借人やプロジェクト実施機関も含まれる場合もある。

<sup>2</sup> 国連信託原則協定（FPA）または緊急時マルチドナー信託基金（MDTF）など、例外として世銀により管理されるそうした信託基金あるいはグラントの契約が本ガイドラインの規定に違反しない限りにおいて有効とする。

<sup>3</sup> 場合によっては、借入者が仲介者としてのみ機能し、別の機関または法人がプロジェクトを実施することがある。本ガイドラインで使用される「借入者」という用語には、これらの機関や法人、さらに「転貸し契約」下の転借人も含まれる。

<sup>4</sup> 付記2を参照。

<sup>5</sup> 特殊なコンサルタントについては、3.15節～3.21節を参照。個人コンサルタントは第5部に記述されている。

協定第 5 条 1(g) により求められており、これを目的とする詳細な手続きを定めている。コンサルタント雇用の際に従うべき特定の規則や手続きは、個々のケースの置かれた環境に左右されるが、選定手続きにかかる世銀の方針には、主に次の 5 つの項目が考慮されている。

- (a) 質の高いサービス。
- (b) 経済性と効率。
- (c) すべての有資格コンサルタントに対し、世銀の費用負担となるサービスの提供について競合できる機会を与える。
- (d) 加盟途上国の国内コンサルタントの開発と利用を奨励しようとする世銀の関心。
- (e) 選定過程の透明性確保。

1.5 世銀は、上述の考慮事項は、大半の場合、適格としてショート・リストに残った企業間での競争によるのが最善の形での対応であると考えている。コンサルタントの選定は、プロポーザルの質、さらに場合によっては、提供されるサービスのコストに基づいて行われる。本ガイドラインの第 2 部および第 3 部では、世銀が認めるコンサルタント選定のさまざまな方法とそのような選定方法が適している状況について説明している。質とコストに基づく選定 (QCBS) は最も一般的に推奨される方法なので、本ガイドラインの第 2 部では、この QCBS の手続きについて詳しく説明している。ただし、すべての場合に QCBS が必ずしも最善の選定方法とは限らないので、第 3 部では、それ以外の選定方法と、そのような選定方法の方が適している状況について説明している。

1.6 コンサルタントの選定に用いる個々の方法は、どのプロジェクトについても、融資契約に定められている。各プロジェクトで融資対象となる契約およびその選定方法は、融資契約の条項と矛盾してはならず、本ガイドライン 1.25 節の調達計画に定めるものとする。

## ガイドラインの適用

1.7 本ガイドラインの対象となるコンサルティング・サービスは、知的および助言的性質をもつものである。掘削、航空写真、衛星画像、地図作成およびこれに類する作業、ならびに建設作業、製品製造、設備または工場の運用と保守のように、その主要な活動の物理的側面が数字で測ることができる物理的な産出物の成果に基いて入札または契約され、履行基準の明確な特定と一貫した適用が可能である他のタイプのサービス<sup>6</sup>には、本ガイドラインは適用されない。

1.8 本ガイドラインで概説されている原則、規則、および手続きは、全額または

<sup>6</sup> これらのサービスは、測定可能な物理的結果で示される実績に基づいて請負契約が入札で決められ、調達は、現在の「国際復興開発銀行貸出および国際開発協会融資または贈与の下での世界銀行の借入者による機材、工事、および非コンサルティング・サービスの調達に関するガイドライン (Guidelines: Procurement of Goods, Works, and Non-Consulting Services under IBRD Loans and IDA Credits & Grants)」(以下「調達ガイドライン」と略称)に従って行われる。

一部を世銀融資で賄われるあらゆるコンサルティング・サービスの請負契約に適用される<sup>7</sup>。第1部の規定は、本ガイドラインの他のすべての部にも適用する。世銀融資は受けないものの融資契約のプロジェクト範囲に含まれているコンサルティング・サービスを調達する場合、借入者は他の手続きを取ることができる。この場合、世銀は、(a) 使用される手続きは、プロジェクトを入念かつ効率的に実施する借入者の義務が果たされ、なおかつ要求される資格を有するコンサルタントが選定されるものである、(b) 選定されたコンサルタントが合意の日程に従って委託業務を履行する、(c) サービスの範囲がプロジェクトの諸要件に合致している、ことを確認するものとする。

## 利益相反

1.9 世銀はその方針として、コンサルタントが偏見のない専門的助言を客観的立場に立って与え、将来の思惑にとらわれることなく常にクライアントの利益を最優先させること、さらに、助言を提供するに当たっては他の委託業務や自社の利害への抵触を避けることを義務付けている。コンサルタントを、他のクライアントに対する現在または過去の義務と相反するような委託業務、および、借入者の利益を最優先できない立場に立たされるような委託業務のために雇用してはならない。さらに、上記規定の一般的性格に制限はないが、以下のような状況にあるコンサルタントを雇用してはならない。

- (a) コンサルティング業務と、機材、工事、または非コンサルティング・サービス（本ガイドラインに定められたコンサルティング・サービス以外のサービス<sup>8</sup>）の調達の利害抵触：あるプロジェクトのもとで機材、工事あるいは非コンサルティング・サービスを提供するために、借入者と請負契約を結んだ企業、または直接的もしくは間接的に当該企業を支配する、もしくは当該企業により支配される、もしくは当該企業と共通の支配下にある関連会社は、かかる機材、工事、あるいは非コンサルティング・サービスの結果としてのまたはそれらに関連したコンサルティング・サービスを提供することはできないものとする。逆に、あるプロジェクトの準備作業（融資実行前）や実施に関連したコンサルティング・サービスのために雇用された企業、または直接的もしくは間接的に当該企業を支配する、もしくは当該企業により支配される、もしくは当該企業と共通の支配下にある関連会社は、その後、かかる準備作業や実施のためのコンサルティング・サービスから生じる、あるいは直接に関連する機材や工事、サービス（本ガイドラインに定められたコンサルティング・サービスを除く）を提供することはできないものとする。この規定は、ターンキー契約または設計および建設契約に基づく施工業者の義務を共同で履行する種々の複数の企業（コンサルタント、施工業者、または供給者）には適用されない。

<sup>7</sup>借入者が本ガイドライン第3.17節に従って雇用した調達代理人または施工管理者によるコンサルタントの選定を含む。世銀は、本ガイドラインの3.12節に従ったコンサルタント（個人を含む）の選定については、借入者の国の公的調達システムの活用（「カントリー・システム活用」（Use of Country System: UCS）という）に合意する場合もある。その場合、借入者と世銀の間の融資契約で借入者に適用する選定手続き、ならびに本ガイドラインの第1部および世銀が適切であるとみなしたその他の部分の全面的な適用が記述される。

<sup>8</sup>本ガイドラインの1.7節を参照。



- (b) コンサルティング業務間の利害抵触：コンサルタント（その職員および下請けのコンサルタントを含む）、または直接的もしくは間接的に当該企業を支配する、もしくは当該企業により支配される、もしくは当該企業と共通の支配下にある関連会社は、業務の性質上、他の委託業務と矛盾する可能性のあるいかなる委託業務にも雇用されてはならない。たとえば、クライアントの公共資産の民営化を支援するコンサルタントは、このような資産を購入しても、購入者に対し資産購入についての助言を行ってもならない。同様に、ある業務についての業務指示書（TOR）作成のために雇用されたコンサルタントを、その業務のために雇用してはならない。
- (c) 借入者の職員との関係：(i) 委託業務の TOR 作成 (ii) 契約の選定プロセス (iii) かかる契約の監督のいずれかに直接あるいは間接に関与している借入者（あるいはプロジェクトを実行する代理業者や融資の一部の受取者）の専門スタッフと業務上の関係あるいは姻戚関係にあるコンサルタント（専門家またはその他の職員および下請けのコンサルタントを含む）とは、その契約を結んではならない。ただし、この関係から生じる利害抵触が、その契約の選定プロセスあるいは履行を通じて世銀の容認し得る方法で解決される場合を除く。
- (d) コンサルタントは、独自にまたは別のプロポーザルでの合弁事業構成企業として、プロポーザルを 1 件のみ提出するものとする。コンサルタントが、合弁事業構成企業として行う場合も含め、複数のプロポーザルを提出したもしくは参加した場合、当該のプロポーザルすべてが失格となる。ただし、この規定は、正当性が認められる状況において、なおかつ RFP により許可されている場合に、コンサルティング企業が下請けのコンサルタントとして、または個人がチームメンバーとして、複数のプロポーザルに参加することを妨げるものではない。

## 不公正な競争上の優位性

1.10 選定プロセスには公正性および透明性が求められるため、特定の業務獲得をめぐって争っているコンサルタントやその子会社がかつてかかる業務に関連したコンサルティング・サービスを提供したことによって優位に立つことは認められない。そのため、借入者は候補として絞られたすべてのコンサルタントに対して、提案要求書と共に、競争上優位となるすべての情報を開示するものとする。

## 適格性

1.11 競争を促進するため世銀は、世銀の融資するプロジェクトに対してコンサルティング・サービスを提供することを、すべての国のコンサルタント（企業および個人）に認めている<sup>9</sup>。参加のための条件は、問題の契約を実行する能力を確認するのに不可欠なものに限られるものとする。

<sup>9</sup> 世銀は、台湾の企業および個人が世銀の融資するプロジェクトにコンサルティング・サービスを提供することを認めている。

1.12 世銀は、世銀が全額または一部を融資する予定のいかなる契約に関しても、借入者がコンサルタントに対してショート・リスト作成もしくは選定のプロセスまたは落札者決定に参加することを、(i) 当該契約を適切に実施する能力や資源、または(ii) 上記の 1.9 節で取り上げられている利益相反の状況に無関係の理由で拒否することを認めない。

1.13 1.11 節および 1.12 節の例外：

- (a) (i) 借入国の法規によって、コンサルタントの国との通商関係が禁止されている場合（ただし、このような例外の取扱いにより、必要とされるコンサルティング・サービスの調達上の競争が損なわれないと世銀が判断した場合に限られる）、あるいは(ii) 国連憲章第 7 章のもとで下された国連安全保障理事会の決定に従って、借入国により国、個人または法人に対する支払いを禁じられている場合、そのコンサルタントは除くことができる。借入者の国がかかる決まりにより特定の企業への、あるいは特定の機材のための支払いを禁じている場合、その企業は除くことができる。
- (b) 借入国内の国営企業あるいは機関の場合、それが(i) 法的小および財務的に自立しており、(ii) 商法のもとで営業活動を行っており、(iii) 借入者あるいは転借人に従属する機関でないと立証できる場合に限り、借入国において参加できる<sup>10</sup>。
- (c) 上記(b)の例外として、借入国内の国立大学あるいはリサーチ機関、その他の機関によるサービスが、民間セクターにそれに代わる適切な存在がないなどの理由により、独自性に富み、特に優れたものであり、かつその参加がプロジェクトの実行にとって不可欠である場合、世銀はケースバイケースでかかる機関の雇用に同意する場合がある。同様に、大学教授やリサーチ機関の科学者も世銀の融資を受けて個々に契約を結ぶことができる。
- (d) 借入国の政府役人および公務員は、当該雇用が借入国の雇用関連もしくはその他の法令および政策に抵触しないことを条件として、なおかつ当該の政府役員および公務員が(i) 無給休暇中であるまたはすでに辞職もしくは退職している(ii) 無給休暇または辞職もしくは退職<sup>11</sup>の前に勤めていた機関に雇用されていない、かつ(iii) 雇用されることが利害抵触を生まない(1.9 節を参照)場合に、個々に、あるいはコンサルティング企業により提案された専門家チームのメンバーとして、借入国におけるコンサルティング契約によつ

<sup>10</sup> 適格であると認められるためには、政府所有の企業または機関が(i) 政府とは独立した法人であること、(ii) 現在、実質的な助成金または予算支援を受けていないこと、(iii) 営利企業のように機能しており、とりわけ、剰余金を政府に転嫁する義務がなく、権利および義務の取得、資金の借入れ、および債務返済義務の負担を行うことができ、破産の宣告を行うことができること、ならびに(iv) 適用する法律または規制に基づき当該企業に対する管轄・監督当局である、もしくは当該の企業または機関に対する影響力もしくは支配力を行使することができる政府省庁により発注される契約に入札しているのではないことを、設立書および世銀が要請するその他の情報など、すべての関連書類を通じて立証し、世銀の納得を得るものとする。

<sup>11</sup> 辞職もしくは退職の場合、6カ月間または借入国の公務員に適用する法律規定により定められている期間のうち、いずれか長い方。大学、教育機関、研究機関の教職員および専門分野の専門家は、契約前の1年間以上にわたって当該機関でフルタイム雇用されていること、ならびに必要とされるサービスのために当該契約の正当性が認められることを条件として、個人としてパートタイムで契約することができる。

てのみ雇用が可能である。

- (e) 本ガイドラインの 1.23 節(d)あるいは世界銀行グループの不正対策方針および制裁手続き<sup>12</sup>に基づき世銀による制裁を受けた企業または個人は、世銀の決める期間中、世銀の融資による契約を締結する資格または財務的にもそれ以外のいかなる形でも世銀融資の契約から恩恵を受ける資格がないものとする。

## 事前請負契約と遡及融資

1.14 プロジェクトの実施を加速させるといった特定の状況では、融資契約の締結前にコンサルタントの選定を借入者が希望する場合がある（ただし、世銀の「異議なし」を得る必要がある）。この過程を事前請負契約と呼んでいるが、このような場合、広告を含めた選定手続きは、本ガイドラインに従って行うものとし、世銀が借入者の用いるプロセスを審査するものとする。このような事前請負契約は借入者自身のリスクで行われ、その手続きや文書作成、認可のプロポーザルに対して世銀が「異議なし」と回答した場合でも、当該プロジェクトへの融資を約束したことにはならない。このような請負契約が締結された場合、融資契約の締結前に借入者が請負業者に支払った金額を世銀が払戻すことを遡及融資と呼び、これは融資契約に規定された範囲内でのみ認められるものとする。

## コンサルタント間の提携

1.15 コンサルタントは、各々の専門分野の知識を補完する、自身のプロポーザルの専門的対応度を高める、より多くの専門家を提供できるようにする、よりよいアプローチや方法を提供する、また場合によっては提示価格を引き下げのために、合弁事業やコンサルティング業務下請け契約の形で互いに協力し合うことができる。このような提携は長期間に及んだり（ただし、特定の委託業務とは無関係に）、特定の委託業務を対象とすることがある。借入者が合弁事業の形での提携を行う場合、その中の 1 社を指名してその提携を代表させ、参加企業全員または委任状を有するその代表が請負契約書に署名するものとする。合弁事業の参加企業すべてが委託業務全体の責任を負うものとする。請負業者のショート・リストが完成し、提案要求書（RFP）が発行された後に、ショート・リストに掲載された企業同士が合弁事業またはサブコンサルティングという形式で提携するときは、借入者の承認を必ず得るものとする。借入者は、コンサルタントに対して特定の企業または企業グループと提携することや特定の個人をプロポーザルに含めることを義務付けてはならないが、適格な国内企業との提携を奨励することはできる。

## 世銀の審査、援助、およびモニタリング

---

<sup>12</sup> 本節の目的上で関連する世銀グループの不正対策方針は、“Guidelines On Preventing and Combating Fraud and Corruption in Projects financed by IBRD Loans and IDA Credits and Grants”（「IBRD 貸出および IDA の融資によるプロジェクトにおける不正と腐敗の防止・対策ガイドライン」）および“Anti-Corruption Guidelines for IFC, MIGA, and World Bank Guarantee Transactions”（「IFC・MIGA・世界銀行保証取引の不正対策ガイドライン」）に定められている。世銀の制裁手続きは、世銀の外部向けウェブサイトで開示されている。

1.16 世銀は、選定過程が本ガイドラインの条項に従って行われていることを確認するために、借入者によるコンサルタントの雇用を審査する。審査手続きは付記1で述べている。

1.17 例外的な状況において、借入者がショート・リストまたはロング・リストを作成することができないとき、また、書面による要請に応じて、世銀は委託業務の実行能力があると世銀が考える企業のショート・リスト<sup>13</sup>またはロング・リスト<sup>14</sup>の作成において借入者を支援するが、そうしたリストの提供はコンサルタントに対する是認を表すものではない。借入者は、リストに記載されている企業の適格性および資格を確認する責任を保持し、ここから自由に名称を削除したり加えたりすることができるが、最終的なショート・リストは借入者がRFPを発行する前に世銀に提出してその承認を受けるものとする。

1.18 借入者は、コンサルタントの業務を監督し、請負契約に従って委託業務を確実に遂行しているかを確認する責任を負う。一方、世銀のスタッフは、コンサルタントの業務が適切な基準と信頼性あるデータに基づいて履行されていることを確かめるためにコンサルタントの業務の質を必要に応じてモニターするが、借入者とコンサルタントに課された責任を肩代わりするものではない。世銀は、適切と思われる場合に借入者とコンサルタントの討議に参加し、必要とあれば、委託業務に関連する事項への取組みで借入者に援助の手をさしのべることができる。また、委託業務のほとんどがコンサルタントの国内事務所で進められる場合には、コンサルタントの業務を審査するために、世銀が借入者の同意を得て、これらの事務所を訪問することができる。

## 誤調達

1.19 世銀が (a) 融資契約で合意された規定および世銀が「異議なし」の回答をした調達計画<sup>15</sup>に詳述された規定に従って発注された契約ではない、(b) 借入者の故意に遅延を目的とした行為もしくはその他の行為により、結果として不当な遅延が生じる、もしくは落札するプロポーザルが存在しない、もしくはいずれかのプロポーザルが不法に拒絶されるために、それ以外の点では落札可能と判断されるコンサルタントであるにもかかわらず落札できない契約である、または (c) 借入者の代表者もしくは融資金のいずれかの部分の受取者が 1.23 節(c)に従った不正・腐敗に従事している契約であると結論づけた場合、世銀は、コンサルティング・サービスに関わる当該契約に基づく経費を負担しない。このような場合、事前審査に基づくか事後審査に基づくかに関わらず、世銀は誤調達であると判断し、融資金額のうち、調達が不成功に終わったサービスに割り当てられた金額を解約するのがその方針となっている。さらに世銀は、融資契約に定められた他の損害賠償権を行使することもできる。また、世銀が請負契約に対して「異議なし」と回答したあとも、借入者側から提供された情報が不完全、不正確、あるいは誤解を招くような内容であったために「異議なし」の回答を出した、あるいは契約条件が世銀の承認を受けることなく実質的に変更されたと判断した場合、世銀は

<sup>13</sup> ショート・リスト：2.6、2.7、2.8の各節を参照。

<sup>14</sup> ロング・リスト：ショート・リスト作成の候補となる企業の子備リスト。

<sup>15</sup> 1.25 節を参照。

これを誤調達と宣言し、当該の融資が完了しているか否かに関わらず、世銀の方針および救済策を全面的に適用することができる。

## 世銀についての引用

1.20 借入者が提案要求書（RFP）や請負契約の書面上で、世銀について引用する場合は次のような文言<sup>16</sup>を用いるものとする。

「[借入者の名称]は、[プロジェクト名]のコストとして\_\_\_\_米ドルに相当する額の融資を国際復興開発銀行（世銀）から受領し [または同銀行に申請し]、その[融資の]一部を本請負契約下で認められた支払いに充当する意向である。世銀による支払いは、[借入者またはその指名者の名称]から要請があり、しかもこれは世銀が承認した場合にのみ履行され、あらゆる点で[貸出]契約書の諸条件に見合ったものでなければならない。[貸出]契約によると、世銀が知る限りにおいて、個人または法人への支払いあるいは機材の輸入が、国連憲章第VII章のもとで国連安全保障理事会の下した決定により禁止されている場合、このような個人または法人への支払いあるいは機材の輸入を目的に[貸出]勘定からその資金を引き出すことが禁じられている。[借入者の名称]以外の者は、[貸出]契約にいかなる権利も有することがなく、[貸出]金を請求するいかなる権利も有していない。」

## 研修または知識の移転

1.21 委託業務の中に、借入者のスタッフや国内コンサルタントの研修または知識の移転を目的とした重要な要素が含まれる場合は、研修プログラムの目的、性質、範囲、目標をTORに明記するものとする。この中には、講師、受講者、移転する知識、時期、それに、モニタリングと評価の取決めといった細部にわたる項目が含まれる。研修プログラムのコストは、コンサルタントとの請負契約と委託業務の予算に含まれているものとする。

## 言語

1.22 RFPおよびプロポーザルは、英語、フランス語、スペイン語のいずれか借入者の選んだ言語で作成されるものとする。上記のいずれかの言語に加え、借入者は、上記文書を(a)借入者の公用語、または(b)借入者の国での商取引で広く使われている言語のいずれかに該当する別の言語（以下「公用語」）に翻訳したものを発行する選択権を有する<sup>17</sup>。2.7節に従ってショート・リストが国内企業のみで構成される場合、世銀は、借入者が公用語のみでRFPを発行することに合意しうる。RFPが2つの言語で発行される場合、コンサルタントは、プロポーザルを、RFPが発行された2つの言語のいずれでも提出する選択権を有する。落札コ

<sup>16</sup> IDA 融資、贈与、信託基金の場合は、この内容を適切に修正する。

<sup>17</sup> 世銀は、使用される言語に納得するものとする。借入者は、公用語への当該文書の正確な翻訳について全面的な責任を負うものとする。英語、フランス語、またはスペイン語で作成された文書との間に不一致がある場合は、英語、フランス語、またはスペイン語で作成されたものが優先される。借入者に複数の公用語があり、正式記録をすべての公用語で交付することが国内法により要求されている場合、借入者は、RFPにおいて1つの公用語を使用するが、それ以外の言語での翻訳版を発行することもできる。

ンサルタントとの間で締結される契約書は、必ずプロポーザルが提出された言語で作成されるものとし、その場合、当該言語を借入者とコンサルタントの間の契約上の関係を定義する言語とする。締結された契約書が公用語で作成されている場合、借入者は、付記 1 に従って契約書原本を提出する際に、契約書を英語、フランス語、またはスペイン語に正確に翻訳したものを世銀に提出するものとする。コンサルタントは複数の言語で作成された複数の契約書に署名することを求められることはないものとし、そうした署名が許可されることもない。

## 不正と腐敗

1.23 世銀はその方針として、借入者（世銀融資の受益者を含む）、コンサルタント、およびそれらの代理人（申告の有無を問わない）、下請契約者、下請けのコンサルタント、サービス提供者、供給者、ならびにそれらの人員に対して、世銀融資による請負契約の業者選択と実施の期間中に最高の倫理基準に従うよう要求している<sup>18</sup>。この方針を全うするにあたり世銀は以下の措置を講じている。

- (a) 本ガイドラインの規定上、各用語を以下のように定義する。
- (i) 「腐敗行為」とは、別の当事者の行動に不当に影響を与える目的で、直接あるいは間接に有価物を提供、贈与、受領、あるいは要求する行為を指す<sup>19</sup>。
  - (ii) 「不正行為」とは、金銭上の利益を得るため、あるいは責務を逃れるために、故意にあるいは認識しながら当事者を誤り導く、あるいは誤り導こうとする、不実表示を含めた行動または怠慢を意味する<sup>20</sup>。
  - (iii) 「共謀行為」とは、2人以上の当事者による、別の当事者の行動に不当に影響を及ぼすなど、不適切な目標を達成するための申し合わせを意味する<sup>21</sup>。
  - (iv) 「強制行為」とは、当事者の行動に不当に影響を及ぼす目的で、直接あるいは間接に、当事者やその財産を損傷するもしくは危害を加える、あるいは損傷するもしくは危害を加えると威嚇することを意味する<sup>22</sup>。
  - (v) 「妨害行為」とは、
    - (aa) 腐敗、不正、強制、あるいは共謀行為の容疑に対する世銀の調査に重大な妨害を行う目的で、調査の証拠物件を故意に破壊、改ざん、変更、隠蔽する、または調査人に対し虚偽の証言をすること、ならびに/または調査に関する事柄についての知識を開示するのを、

<sup>18</sup> ここでは、不当な利益を得るために選定プロセスあるいは契約履行に影響を与える、コンサルタントもしくはその人員、またはそれらの代理人、下請契約者、下請けのコンサルタント、サービス提供者、供給者、および/またはそれらの従業員によるいかなる行動も不適切とする。

<sup>19</sup> 本号では、「別の当事者」は、選定プロセスあるいは契約履行に関連して行動する公人を指す。ここでは、「公人」には、選定の決定を下すあるいは検討する世銀職員および他の組織の従業員が含まれる。

<sup>20</sup> 本号では、「当事者」は公人を指す。「利益」および「責務」は選定プロセスあるいは契約履行に関連したものを指す。「行動または怠慢」は、選定プロセスあるいは契約履行に影響を及ぼすことを目的としたものを指す。

<sup>21</sup> 本号では、複数の「当事者」は、自ら、または調達もしくは選定のプロセスに関与していない別の者もしくは企業を通じて、競争のシミュレーションを行うこと、あるいは入札価格を不自然で競争力のない水準に設定すること、あるいは互いの入札価格もしくはその他の条件を内々に開示することを企てる調達もしくは選定のプロセスの参加者（公人を含む）を指す。

<sup>22</sup> 本号では、「当事者」は選定プロセスあるいは契約履行の参加者を指す。

あるいは調査を遂行するのを妨げる目的で、当事者を威嚇、攻撃、脅迫することを指す。または、

(bb) 本ガイドラインの 1.23 節 (e) に定められた世銀による調査および監査の権利行使を重大な形で妨害することを目的とした行為を指す。

- (b) 請負契約先として推薦を受けたコンサルタント、またはその人員、代理人、下請けのコンサルタント、下請施工業者、サービス提供者、供給者、および／あるいはそれらの従業員が、直接あるいは間接的に、当該契約の受注競争中に腐敗、不正、共謀、強制あるいは妨害行為を行ったと世銀が判断した場合は、このようなコンサルタントへの落札決定の提案を拒否する。
- (c) 選定プロセスまたは当該請負契約の実施中に、借入者または融資金のいずれかの部分についての受益者の代表が、腐敗、不正、共謀行為、強制行為、あるいは妨害行為を行ったと世銀が判断し、なおかつ借入者がかかる行為が発生した際に当該行為を知った時点で世銀への迅速な通知を怠るなど、それに対処するため世銀の満足するような適切な是正措置を時宜よく講じなかった場合はいつでも、誤調達を宣言し、融資金額のうち請負契約に割り当てられた部分を解約する。
- (d) いつでも、世銀の有効な制裁手続き<sup>23</sup>に従い、このような企業を無期限あるいは一定期間中、(i) 世銀融資の契約を落札する資格、ならびに(ii) 世銀融資の契約を落札する資格を有する企業の指名を受けた<sup>24</sup>下請けのコンサルタント、供給者、またはサービス提供者となる資格がないことを公に宣言するなど、かかる企業あるいは個人を制裁することができる。
- (e) 世銀がプロポーザルおよび請負契約の履行に関するすべての計算書、記録、その他の文書を検査し、かつ世銀が任命した監査人にそれを監査させることをコンサルタントならびにその代理人、人員、下請けのコンサルタント、下請業者、サービス提供者、または供給者に容認させる条項を、RFP および世銀融資の対象になった請負契約に盛り込むよう要求をする。
- (f) 借入者が、本ガイドラインの 3.15 節に従い、借入者と国際連合（国連）機関の間で締結された契約に基づいて技術的支援サービスの提供について国連機関を選定するときに、不正または腐敗に関する 1.23 節の上記規定が、当該国連機関と契約を締結したコンサルタントならびにその下請けのコンサルタント、供給者、サービス提供者、契約者、下請業者、ならびにそれらの従業員に対して、完全な形で適用するよう要求をする。上記規定の例外として、

<sup>23</sup> 企業または個人に対する世銀融資の契約の受注不適格の宣言は、(i) 世銀の制裁手続きに従った制裁処置、とりわけ国際開発金融機関など他の国際金融機関と合意された受注資格剥奪共同措置の完了をもって、また、不正と腐敗に対する世界銀行グループ業務調達制裁手続きの適用を通じて、ならびに(ii) 実施中の制裁処置に関連した一時停止もしくは早期一時停止の結果として、行われうる。本ガイドラインの脚注 12 および付記 1 の 8 節を参照。

<sup>24</sup> 指名を受けた下請けのコンサルタント、供給者、またはサービス提供者とは、(i) 特定のサービスに関するコンサルタントのプロポーザルについての技術的評価で説明される具体的かつ重要な経験およびノウハウをもたらすために、コンサルタントによりプロポーザルに含められたもの、または(ii) 借入者により指名されたものである。

1.23 節(d)および(e)は、国連機関およびその従業員に適用せず、1.23 節(e)は、国連機関とその供給者およびサービス提供者の間の契約には適用しない。そのような場合、国連機関は、講じられた行動および決定を世銀に定期的に通知する義務など、世銀と国連機関が合意しうる条件に従って、不正または腐敗の申し立ての調査に関する独自の規則および規制を適用する。世銀は、借入者に対して、停止や解除などの救済を請うよう要求する権利を留保する。国連機関は、世銀により入札参加資格を停止されている企業または個人の一覧表を調べるものとする。国連機関が世銀による入札参加資格を停止されている企業または個人との契約または購入指示書を締結する場合、世銀は、関連支出への融資は行わず、他の救済策を適宜に適用する。

1.24 借入者は、世銀の具体的合意を得て、世銀の融資対象となった請負契約の RFP の中に、コンサルタントが請負契約の受注競争中あるいは同契約の実施中に、RFP にリストされた自国の不正・腐敗（収賄を含む）防止法を順守する約束<sup>25</sup>をプロポーザルの中に盛り込むよう義務付けることができる。このような条項の組み入れを借入国が要請した場合、世銀は、かかる行為が世銀にとって満足できるものであることを前提に、これを承諾する。

#### 調達計画

1.25 プロジェクトについて現実的な調達計画<sup>26</sup>を作成することは、プロジェクトの監視と実施を正常に行うために非常に重要である。プロジェクトの準備の一環として、借入者は、プロジェクトの全範囲についての暫定的な仮調達計画を作成するものとする。借入者は、少なくとも、プロジェクト実施の最初の 18 カ月間に企業および個人の選定が行われるすべての契約を含んだ詳細かつ包括的な調達計画を作成する。遅くとも融資の交渉中には、世銀との合意に達するものとする。借入者は、プロジェクトの全期間にわたり、調達計画を少なくとも年 1 回更新し、すでに発注した契約および来る 12 カ月間に調達予定の契約を含めるものとする。すべての調達計画ならびにその更新および修正は、その実施に先立ち、世銀による事前の審査<sup>27</sup>を受け、「異議なし」の回答を得なければならない。融資の交渉後、世銀は、「異議なし」と回答した合意済みの当初調達計画ならびにその後の更新版を世銀の外部向けウェブサイトに掲載するべく取り計らうものとする。

<sup>25</sup> たとえば、このような条項として次のようなものが使える。「我々は、上記請負契約の受注競争中（さらに、同請負契約落札者に決定された場合はその契約履行中に）、クライアント国で施行されている不正/腐敗防止法を順守することをここに約束する。かかる法規は本請負契約の RFP の中にクライアントが掲載している」

<sup>26</sup> 調達計画（更新版を含む）では、少なくとも (i) 当該期間中にプロポーザル募集が発行されるプロジェクトに必要なコンサルティング・サービスの簡単な説明、(ii) 融資契約で認められている選定方法案、(iii) 世銀による審査の要件と基準値、(iv) 主要な選定活動のスケジュール、ならびに世銀が合理的に要求しうるその他の情報を明記する。コミュニティ主導型開発 (CDD)、セクターワイド・アプローチ (SWAp) など需要主導型のプロジェクトまたはその構成要素について、具体的な契約またはそのスケジュールを事前に特定することができない場合は、コンサルタント選定の監視および実施のために、調達計画の適切なひな形が世銀との間で合意されるものとする。機材、工事、および非コンサルティング・サービスの調達が含まれるプロジェクトの場合には、“*Guidelines: Procurement of Goods, Works, and Non-Consulting Services under IBRD Loans and IDA Credits & Grants by World Bank Borrowers*”（「国際復興開発銀行貸出および国際開発協会融資または贈与の下での世界銀行の借入者による機材、工事、および非コンサルティング・サービスの調達に関するガイドライン」）に従った選定方法も調達計画に含めるべきである。

<sup>27</sup> 付記 1 参照。



## 第2部 質およびコストに基づく選定 (QCBS)

### 選定過程

2.1 QCBSとは、ショート・リストに入っている企業の中からの選定において、プロポーザルの質とサービスのコストを考慮した競争によって請負契約先が選定されるプロセスをいう。コストは選定基準として慎重に利用する必要がある。質とコストに与えられる相対的ウエイトは、委託業務の性質によって個別に決定されるものとする。

2.2 選定過程には次の段階が含まれるものとする。

- (a) TORの作成
- (b) コスト見積りおよび予算ならびにショート・リスト作成基準の作成
- (c) 広告
- (d) コンサルタントのショート・リストの作成
- (e) 提案要求書 (RFP) の作成と発行 (招請状 (LOI)、コンサルタントへの指示書 (ITC)、TORと請負契約案を含む)
- (f) プロポーザルの受領
- (g) 技術プロポーザルの評価：質に対する配慮
- (h) 財務プロポーザルの公開開封
- (i) 財務プロポーザルの評価
- (j) 質およびコストの最終評価
- (k) 交渉および選定企業への請負契約の授与

### 業務指示書 (TOR)

2.3 委託業務用の TOR を作成する責任は借入者にあるものとする。TOR は、委託業務分野を専門とする個人または法人によって作成されるものとする。TOR に記述されたサービスの範囲は予算内であるものとする。TOR には、委託業務の目的、目標、範囲が明確に定義され、コンサルタントのプロポーザル作成を促進するために委託業務の背景情報 (既存の関連研究リストと基礎資料を含む) も含まれるものとする。知識の移転または研修が目的である場合は、研修を受けるスタッフの数といった詳細を具体的に明記して、コンサルタントが所要資源の見積りを行いやすくなるようにしなければならない。TOR には委託業務の遂行に必要なサービスや調査だけでなく、どのような成果を期待しているかを記載するものとする (たとえば、報告書、データ、地図、調査結果など)。しかし、競争するコンサルタントが各自の方法や人員手配を提案できる余地があるよう、TOR が詳細過ぎたり、融通性に欠けるものであったりしてはならない。各企業が TOR に関す

るコメントを自社のプロポーザルに含めるよう奨励されるものとする。さらに、借入者とコンサルタントの各々の責任が TOR 上に明確に定義されていなければならない。

## コスト見積り（予算）

2.4 実際の予算金額に対して、コスト見積りに十分な配慮を払わなければならない。コストの見積りは、専門家作業時間、後方支援、物的投入物（たとえば、車両、実験機器）など、委託業務の遂行に必要な資源を借入者が評価し、それに基づいて作成するものとする。コストは、(a)（利用する請負契約の形態に基づいた）手数料または報酬、(b) 払戻金という 2 つの広いカテゴリーに分けられ、さらに、各々のカテゴリーを海外コストと国内コストに分類するものとする。また、専門家作業時間については、海外と国内の専門家の所要作業時間の現実的な評価に基づいて見積るものとする。RFP では、専門家作業時間の見積りおよびコスト総額の見積りを明示するが、手数料などの詳細な見積りは明示されないものとする。

## 広告

2.5 借入者は、すべてのプロジェクトについて一般調達通知書（GPN）を作成して世銀に提出しなければならない。世銀はこれを *国連開発ビジネスオンライン（UNDB オンライン）* および世銀の外部向けウェブサイトに掲載する手配を行う<sup>28</sup>。コンサルタントの関心表明（EOI）を集めるため、借入者は、予定のコンサルティング委託業務のリストを一般調達通知書に含め、各契約に関するコンサルティング企業への関心表明要請（REOI）を官報（広く発行されている場合）、あるいは借入国で全国的に発行されている 1 紙以上の国内全国紙または技術誌もしくは経済誌、あるいは国内外から無料でアクセスできるインターネットのポータルにおいて、英語、フランス語、もしくはスペイン語で広告しなければいけない<sup>29</sup>。さらに、30 万米ドル以上に達しそうな委託業務については、UNDB オンラインに広告するものとする<sup>30</sup>。そのような場合、借入者は REOI を国際的な新聞や技術誌もしくは経済誌でも広告することができる。提出を義務付ける情報は、企業の適性を判断できる最小限の範囲にとどめ、コンサルタントに関心を表明する興味を失わせるような複雑な情報は避けるようにする。REOI には、少なくとも、当該の委託業務に適用する情報、すなわち企業に要求される資格および経験（専門家個人の履歴ではない）、ショート・リスト作成基準、利害抵触条項などを含むものとする。関心表明提出期限は UNDB オンライン掲載の日から 14 日間以上とする。そのあとショート・リストの作成にとりかかるものとする。REOI に対する回答の提出が遅れたとしても、2.6 節に従って定められた条件を満たしたショート・リストを借入者が受領した EOI に基づいて作成済みでない限りは、その回答

<sup>28</sup> UNDB オンラインは国連が発行しており、購読のための情報は、以下の住所またはウェブサイトで購入できる。Development Business, United Nations, GCPO Box 5850, New York, NY 10163-5850, USA（ウェブサイト：[www.devbusiness.com](http://www.devbusiness.com)；Eメール：[dbsubscribe@un.org](mailto:dbsubscribe@un.org)）世界銀行の外部向けウェブサイト：[www.worldbank.org](http://www.worldbank.org)。

<sup>29</sup> 借入者が選択した場合、1.22 節の定義による公用語も含まれうる。

<sup>30</sup> 例外として、世銀が国内コンサルタントのみで構成されるショート・リストに合意している場合、世銀は、借入者が基準額 30 万米ドルを超える契約を UNDB オンラインで公表しないことに合意することもある。本ガイドラインで示す米ドル建て基準額はすべての税および関税を含む（該当する場合）。

を却下する原因とはならないものとする。世銀は、借入者により作成され、提出されたすべてのREOIが世銀の外部向けウェブサイトと同時に公表されるように取り計らう。

## コンサルタントのショート・リスト

2.6 ショート・リストの作成は借入者の責任で行う。借入者は、請負契約に関心表明を示した、適切な資格をもった企業をまず検討する。ショート・リストは、地理的に広域に分布した6社で構成されるべきであり、(i) 一国から2社以下（この要件を満たす適格企業が他に特定されていない場合を除く）とし<sup>31</sup>、(ii) 途上国から少なくとも1社を含める（途上国の適格企業が特定できない場合を除く）ものとする。受領したEOIでは上記要件を満たせない場合、借入者は、自己の知識に基づいて適格企業に対して関心表明を直接募集するか、または1.17節に従って世銀に支援を要請することができる。例外的に、特定の委託業務について関心を表明した企業の数で十分でない場合、十分な数の適格企業を特定できない場合、あるいは契約の規模もしくは委託業務の性質から考えて、より広範な競争がふさわしくない場合には、世銀は、上記よりも少数の企業で構成されるショート・リストも認めることがある。世銀がショート・リストに「異議なし」と回答したあとは、借入者は、世銀の「異議なし」を得ることなくショート・リストを修正することはできない。ショート・リストの最終版は、請負契約に関心を示した企業や、送付を要請した他の企業に対し、借入者が送付するものとする。

2.7 委託業務が世銀の承認した調達計画に定められた制限を越えておらず<sup>32</sup>、競争的な価格で競い合える適格国内企業がショート・リスト作成に十分な数揃っており、しかも外国のコンサルタントを含めた競争が明らかに正当化されない、あるいは外国のコンサルタントが関心を表明しなかった場合は、ショート・リストを国内コンサルタント（国内で登録または設立された企業）だけで構成することができる。セクターワイドアプローチ（SWAp）<sup>33</sup>をサポートする世銀の融資業務（政府および/あるいはドナー基金がプールされている）に、この同じ限度額が、世銀が同意した手順により選定された国内企業だけでショート・リストを構成することになる限界として用いられる。しかし、外国企業が関心を示した場合は、これら企業を考慮するものとする。

2.8 ショート・リストは、通常、同一カテゴリーで、事業目的、企業としてのキャパシティ、経験、専門分野が似通っており、類似の性質および複雑さの委託業務を請け負ったことのあるコンサルタントで構成されるべきである。政府所有の

<sup>31</sup> ショート・リストの作成上必要となる企業の国籍とは、当該企業が登録された国、あるいは設立された国を指し、合併企業の場合はその主要企業の国を指す。

<sup>32</sup> 限度額は、プロジェクトの性格、国内のコンサルタントの能力、業務の複雑さを考慮して、各ケースごとに決定されるものとする。限度額はいかなる場合にも、借入国の国別調達評価報告書（CPAR）または世銀により実施されるそれと類似した他の評価に定められた額を超えてはならない。各借入国の限度額は世銀の外部向けウェブサイトに掲載される。世銀は、借入者から要請があった場合、借入者の国のしかるべき司法当局により同国の関連法に従って受注資格剥奪の制裁措置を受けている借入者の国の企業について、当該企業が不正または腐敗に関わっており、司法手続きにより当該の企業に対して正当な法手続きが与えられていると世銀が判断したときは、世銀の融資に不適格とする条項を当該委託業務のRFPに含めることに合意することができる。

<sup>33</sup> SWApは、開発機関が単一のプロジェクトよりも規模が大きい、国主導のプログラムを支援するアプローチを指す。通常、セクター全体やセクターの中の大きな部分が対象となる。

企業もしくは機関、非営利組織（NGOや大学、国連機関など）は、本ガイドラインの 1.13 節(b)の要件を満たして営利主体として活動しているのではない限り、通常は民間セクターの企業と同じショート・リストに含めるべきではない。混同する場合には、通常は、質に基づく選定（QBS）やコンサルタントの資格に基づく選定（CQS）（小規模な業務用）<sup>34</sup>を用いて選定を行うべきである。ショート・リストには、個人コンサルタントは含めないものとする。最後に、並行して行われる複数の委託業務のショート・リストに同一企業を含めることが考えられる場合、借入者は、当該企業をそうした複数のショート・リストに含める前に、当該企業が複数の契約を履行するための総合的な能力を持っているか否か評価するものとする。

## 提案要求書（RFP）の作成と発行

2.9 RFP には、(a) 招請状、(b) コンサルタントへの指示書およびデータシート、(c) TOR、(d) 提案される契約種別が含まれる。借入者は、世銀が発行した RFP 標準書式のうち該当するものを、プロジェクト固有の条件に対応するための変更を世銀が容認し得る範囲内でかつ最低限にとどめ、利用するものとする。かかる変更は、RFP データシートを通じてのみ導入するものとする。また、借入者は RFP に含まれる全書類の一覧表を記載するものとする。借入者は、電子システムを使って RFP を配信することができる。ただし、世銀がかかるシステムの妥当性に満足である場合に限る。電子的に RFP を配信する場合、その電子システムは RFP への変更が行われ得ない安全なものでなければならず、ショート・リストに残ったコンサルタントによる RFP へのアクセスを制限してはならない。

## 招請状（LOI）

2.10 LOI には、コンサルティング・サービスの提供にかかる請負契約の締結の意図、資金源、クライアントの詳細、日時に加え、プロポーザル提出先の住所が明確にされていなければならない。

## コンサルタントへの指示書およびデータシート（ITC）

2.11 ITC には、コンサルタントの回答用プロポーザルの作成に役立つ必要情報がすべて含まれていなければならない上、評価過程に関する情報を提供し、評価の基準と要素、これら基準や要素をどれほど重視しているかを示す加重率、質に関する最低合格点を明示して、選定過程をできるだけ透明なものとする必要がある。また ITC にはコンサルタントに必要な主力専門家の予想投入量（人月で示す）あるいは予算見積りのいずれか（両方ではなく）を明示するものとする。しかしながら、コンサルタントは、委託業務の遂行に必要な専門家作業時間の見積りを自分で自由に作成し、プロポーザルの対応コストを自由に提示できるものとする。時間ベースの契約において、サービスが定型的である場合や革新的なアプローチ

<sup>34</sup> 「小規模」という用語が意味するドル建てでの限度額は、委託業務の性質と複雑さを考慮に入れて各ケースごとに決定されるが、借入者が宣言し世銀が認めた緊急事態などの例外的な場合を除いては 30 万米ドルを超えてはならない。

が要求されない場合、借入者は、世銀の「異議なし」を得ることを条件として、RFP に明示されているのと同水準の専門家作業時間投入量をプロポーザルに含めるようコンサルタントに要求し、これが行われなかったコンサルタントの財務プロポーザルはプロポーザル比較および落札者決定に際して調整されるようにすることができる。ITC には、プロポーザルの評価、落札者の決定、世銀による審査、契約の最終交渉のために十分なプロポーザル有効期間を明記するものとする。ITC に記載すべき情報の詳細は付記 2 に記述されているとおりである。

## 請負契約

2.12 本ガイドラインの第 4 部には、最も一般的な請負契約の形式が簡潔に概説されている。借入者は、特定の国やプロジェクト課題に対応するため、世銀発行の適切な標準契約書式 (Standard Form of Contract) を使用し、変更は世銀が容認し得る最小限のものにとどめるものとする。このような変更は、いかなる場合も、契約データシート (Contract Data Sheets) または特別契約条件 (Special Conditions of Contract) だけを用いて行い、世銀の標準書式 (Bank's Standard Form) に含まれる一般契約条件 (General Conditions of Contract) の文面を変更してはならない。この契約書式はコンサルティング・サービスの大部分をカバーする。この書式が適切でない場合 (たとえば、出荷前検査、調達サービス、大学における学生の研修、民営化広報活動または姉妹契約の締結に)、世銀が容認し得る他の契約書式を使用するものとする。

## プロポーザルの受領と開封

2.13 借入者は、コンサルタントに対し、プロポーザル作成に十分な時間を与えなければならない。与えられる時間は、委託業務の内容によるが、通常は 4 週間以上で、3 カ月を超えることはない (たとえば、複雑な調査手法の確立や多数の専門分野を網羅したマスター・プランの作成を要求する委託業務の場合)。その間、企業は、RFP 中の情報について確認のための説明を求めることができる。借入者はこの説明を書面で提出し、その写しをショート・リストに含まれる全企業 (プロポーザル提出の意志がある企業) に送付しなければいけない。借入者はまた、必要に応じて、プロポーザルの提出期限を延長することができる。技術プロポーザルと財務プロポーザルは同時に提出するものとする。締切日前であれば修正版プロポーザルの提出が可能であるが、締切日以降は技術プロポーザルと財務プロポーザルに対する修正は認められない。手続き過程に不正がないよう、技術プロポーザルと財務プロポーザルは、封印された別個の封筒に収められ提出されるものとする。技術プロポーザルは、関連諸部門 (たとえば、技術部、財務部、法務部など) から借入者により選ばれた職員で構成される委員会が、プロポーザル提出締切日までに受領されたプロポーザルの数にかかわらず、そうした提出締切日までに受領されたすべての技術プロポーザルを、RFP の中で規定されている指定の場所で開封するものとする。技術プロポーザルの開封時、立ち会いを希望したコンサルタントがいる場合には、借入者はいかなるプロポーザルも拒絶せず、いか

なるプロポーザルの是非についても議論しないものとする。提出締切日の後に受領されたプロポーザルはすべて、遅達とされて拒絶され、未開封のまま直ちに返送される。委員会は、プロポーザルを提出したコンサルタントの名前、正しく封印された財務プロポーザルの封筒の有無、および適切とみなされるその他の情報を読み上げるものとする。一方、財務プロポーザルは、2.23 節に従って開封されるまで、封をしたままの状態、信頼できる公共監査人または独立政府機関<sup>35</sup>に預託されるものとする。借入者は、コンサルタントがプロポーザルを電子的に提出できるよう電子システムを使用することができる。ただし、世銀がかかるシステムの妥当性に満足である場合に限る。具体的には、安全で、提出されたプロポーザルの完全性、機密性、真正性を維持し、プロポーザルがどのコンサルタントによるものかを証明するための電子署名あるいはそれに相当する手段を使用するものとする。

### プロポーザルの説明または変更

2.14 本ガイドラインの第 2 部の 2.27 節から 2.29 節ならびに付記 2 の 1 節(p)で別段に規定されている場合を除き、コンサルタントは、プロポーザル提出締切日の後にいかなる形でもプロポーザルを変更することを要請されないものとし、そうした変更が許可されることもない。プロポーザルの評価時に、借入者は、提出された技術プロポーザルおよび財務プロポーザルのみに基づいて評価を実施し、事前に世銀の「異議なし」を得た上で行う形式的な質問を除いては、コンサルタントに対して説明を求めないものとする。

### プロポーザルの評価：質とコストに対する考慮

2.15 プロポーザルの評価は、最初に質、次いでコストの 2 段階で実施されるものとする。技術プロポーザルの評価担当者は、世銀の審査や「異議なし」という表明も含め、技術的評価が完了するまでは、財務プロポーザルに触れてはならない。財務プロポーザルは技術評価の完了後に初めて開封されるものとし、RFP の規定に完全に従って評価されるものとする。

### 質の評価

2.16 質の高いサービスが必要とされることから、技術プロポーザルの評価の質が最優先される。借入者は、対象となる委託業務のセクターにおける適任の専門家を含む 3 人以上なおかつ通常は 7 人以内の委員で構成される評価委員会を使用して、各技術プロポーザルを評価するものとする。委員会の各委員は、1.9 節(c)に従った利害抵触の状況になく、評価に参加する前にその旨を証明するものとする。技術評価が RFP に従っていない、あるいはプロポーザルの長所や短所を正しく評価していないと世銀が判断し、なおかつ委員会がそうした状況に適時に対処していない場合、世銀は、必要に応じて、当該の委託業務のセクターにおける国際的

<sup>35</sup> 独立機関は当該の委託業務と直接的にも間接的にもいかなる利害関係または関与も持たないものとする。

な専門家を含む新たな評価委員会を設置するよう借入者に要求することができる。

2.17 技術評価では、RFP に反映されている、2.18 節に示されている基準ならびに 2.19 節および 2.20 節で示され細部基準を考慮に入れるものとする。RFP には、そうした基準および細部基準をその相対的な最高得点と共に記述し、それを下回るとプロポーザルが正しく対応していないものとして拒絶される技術スコア合計点の最低ラインを開示するものとする。技術スコア合計点の最低ラインの例示的な範囲は、1 から 100 までの尺度で 70~85 点である。各基準の最高スコアおよび技術スコア合計点の最低ラインは、具体的な委託業務の性質や複雑さに基づいて決定されるものとする。

2.18 基準は、(a) 委託業務に対するコンサルタントの経験、(b) 提案された方法の質、(c) 提案された主力専門家の資格、(d) TOR で求められていれば、知識の移転、(e) 委託業務の実施に参加する主力専門家のうち自国民がどれほど参加することになるかを含むものとする。そうした基準は、世銀の「異議なし」を得ている場合を除き、下記の得点範囲内とする。以下に示す「国内専門家による参加」の最高得点は 10 ポイント以下とする。

コンサルタントの特定の経験：	0~10 ポイント
方法：	20~50 ポイント
主力専門家：	30~60 ポイント
知識移転： <sup>36</sup>	0~10 ポイント
国内専門家による参加： <sup>37</sup>	0~10 ポイント
合計：	100 ポイント

2.19 借入者は通常、これらの基準をさらに細かい基準に分類する。各基準について、それぞれの細部基準に割り当てられた加重率に基づいて得点が与えられる。たとえば、上記の「方法」の細部基準としては「革新性」とか「詳細の程度」といったものが考えられる。しかしながら、細部基準の数は最小限にとどめるべきである。世銀としては、プロポーザルの専門的評価をないがしろにして、評価作業を機械的にしてしまうほど過度に細かい基準を設けるのを避けるよう勧めている。コンサルタントの経験については、ショート・リストの作成時にすでに考慮に入っているため、ウエイトは比較的小さいものでよい。委託業務がより複雑な場合には、「方法」により大きな加重をおくものとする（たとえば、多数の専門分野にわたるフィージビリティ・スタディやマネジメント調査）。

2.20 評価の対象は主力専門家のみとする。主力専門家が最終的にパフォーマンスの質を決定することになるので、提案された委託業務が複雑な場合には、この基

<sup>36</sup> 委託業務によっては、知識移転が主要目的である場合もある。その場合、その旨を TOR に明記し、世銀の「異議なし」が得られた場合のみ、その重要性を反映して高い加重率を課すものとする。

<sup>37</sup> 主力専門家（外国企業であるか国内企業であるかを問わない）のうちの自国民の参加により反映され、プロポーザル内で主力専門家の作業時間合計（人月）に占める自国民である主力専門家の作業時間合計の割合として計算される。

準をより強調するものとする。借入者は、履歴書に基づいて主力専門家の資格と経験を審査するものとし、履歴書は、正確で不備がなく、しかも権限を有するコンサルティング企業の上司および候補者本人が署名したものでなければならない。その際、業務に関連する次の 3 つの細部基準に基づいて候補者を評価するものとする。

- (a) 一般的資格：一般教育と熟練度、経験の長さ、職歴、チームの専門家として従事した過去の委託業務、発展途上国における経験など。
- (b) 委託業務に関する適性：特定のセクターにおける教育、熟練度、および経験、委託業務に関連した分野、専門課題など。
- (c) 地域における経験：現地の言語、文化、行政システム、政府機関の知識など。

2.21 借入者は、TOR への対応の度合いに基づいて各プロポーザルを評価する。プロポーザルが、RFP に記述されている TOR の重要な点を満たしていない場合は、この時点で不適格とし拒絶されるものとする。具体的な財務情報を包含している技術プロポーザルは、正しく対応していないものとされる。

2.22 評価委員会の委員は、RFP の中で指定されている評価基準に従い、互いに独立して、いかなる個人や組織からの外的影響も受けることなく、プロポーザルを評価するものとする。RFP の中で指定されている技術スコア合計点の最低ラインに達していないプロポーザルは拒絶される。この過程の最終段階で、借入者は、世銀の標準的な形式の評価報告書あるいは世銀に許容可能なその他の報告書を使用して技術評価報告書を作成するものとする。同報告書には、評価結果を具体的に示し、プロポーザルの相対的な長所と短所を記述することにより、各プロポーザルに割り当てられた技術スコア合計点が正当なものであることを示すものとする。任意のプロポーザルで同一の基準もしくは細部基準に与えられたスコアが委員によって大きく異なる場合、技術評価の中で取り上げられ、正当な根拠が示されるものとする。事前審査の対象となる契約の場合、各委員の詳細な評価シートを含む技術評価報告書が世銀に提出され、その審査および「異議なし」を受けるものとする。個別のスコア・シートなど、評価に関連した記録はすべて、付記 1 の 2 節(k)および 5 節に従って保持されるものとする。

## 財務プロポーザルの開封とコストの評価

2.23 技術評価報告書の完成後（なおかつ、事前審査の対象となる契約については世銀が「異議なし」と回答した後）、借入者は、プロポーザルが技術的合格点に達しなかったコンサルタント、または RFP や TOR に対応していないと見なされるプロポーザルを提出したコンサルタントに対し、契約締結後に、財務プロポーザルが未開封のまま返送される旨を通知するものとする。さらに、借入者は、上記に該当する各コンサルタントに対し、当該コンサルタントの技術スコア合計点ならびに個々の基準および細部基準についてのスコア（ある場合）も通知するものとする。同時に、借入者は、技術スコア合計点の最低ラインに達したコンサル



タントに通知し、財務プロポーザルの開封予定日と時刻、場所を知らせるものとする。開封予定日は、コンサルタントが財務プロポーザルの開封に立ち会うよう手配できるだけの十分な時間をとって決定されるものとする。財務プロポーザルは、出席を希望したコンサルタント代表の立会い（実際に立ち会う、あるいはオンラインで）のもとで開封されるものとする。その際、コンサルタントの名称、技術スコア（基準別の内訳を含む）、および提示総価格が全員に聞こえるように読み上げられ（プロポーザルが電子的に提出された場合はオンライン上にも掲示され）、記録されるものとする。また、この公開開封の議事録は借入者が作成し、同記録の写しは速やかに世銀およびプロポーザルを提出したすべてのコンサルタントに送付されるものとする。

2.24 借入者は、次いで財務プロポーザルの評価および比較を次のような手順に従って行うものとする。価格は、借入者がRFP上で選択した単一の通貨（現地通貨または完全に換算可能な外貨）に換算されるものとする。借入者は、公的機関（たとえば中央銀行）、商業銀行あるいは、同様の取引を掲載している国際紙上の通貨の売値（為替レート）を用いてこの換算を行うものとする。RFPには、どの為替レートを用いるかと、その日付を明記するものとする。ただし、為替レートの日付は、プロポーザル提出期限の4週間以前、あるいは、プロポーザルの当初の有効期限以降であってはならない。時間ベースの契約については<sup>38</sup>、計算ミスがある場合は訂正され、価格がそれぞれの技術プロポーザルに含まれているすべての投入物を反映していない場合は価格の修正が行われるものとする。一括請負契約については、コンサルタントがすべての価格を財務プロポーザルに含めているとみなされるため、計算ミスの訂正も価格の修正も行われず、財務プロポーザルの中で示されており、下記2.25節に従って理解される税引き総価格が提示価格とみなされるものとする。

2.25 また評価の対象となる提示価格からは、契約にかかる確認可能な現地の間接税<sup>39</sup>および当該コンサルタントの非居住専門家その他の人員によって借入者の国で提供されたサービスの対価に対して借入者の国が課する所得税を除外する。例外的な状況において、借入者が財務プロポーザルの内容を評価する際に間接税を完全に確認することができない場合、世銀は、評価目的に限り、借入者の国に納付されるすべての税を含んだ価格とすることに合意しうる。提示総価格は、すべてのコンサルタントの報酬全額および旅費、翻訳費、報告書の印刷費、事務費など、その他の経費を含めるものとする。さらに、提示総価格の一番低いプロポーザルには、財務得点として100点が授与され、また、その他のプロポーザルには提示価格に反比例した得点が与えられる。また、財務プロポーザルに得点を与える際に、提示価格に正比例した得点方法など、その他の方法を採用できるが、その内容はRFPに明記されるものとする。

<sup>38</sup> 契約の形式に関しては第4部を参照。

<sup>39</sup> 国、州（県）、地方自治体レベルで契約書に課せられるすべての間接税。たとえば、売上税、VAT、物品税、それに類する税など。

## 質とコストの総合評価

2.26 総合得点は、まず質とコストの加重率を加味してから、両者を加えることによって算出する。「コスト」に対する加重は、委託業務の複雑さと、質に対する相対的重要性を考慮して選択されるものとする。第3部で記述されたサービス・タイプを除いたコストの加重値は通常、100点を満点とした場合の20点とする。質とコストに対する加重率の提案はRFPに明記されるものとする。最高の合計点を得た企業が請負契約の交渉に招請されるものとする。

## 請負契約の交渉と落札者決定

2.27 交渉には、TOR、実施方法、借入者の投入量、および契約の特別条件についての討議を含むものとする。この交渉では、最終結果の質や、価格、当初の評価の重要点に支障をきたさないよう、TORに基づくサービスの当初の範囲または請負契約の当初の諸条件に大幅な変更を加えてはならない。また、単に見積りコストや利用可能な予算に合わせる目的だけで作業量の大幅な削減を行ってはならない。最終的なTORと、合意した方法は、請負契約の一部をなす「サービスの記述」の項に盛り込まれるものとする。

2.28 選定された企業が、主力専門家を変更することは認められない。ただし、当事者双方が、選定過程の大幅な遅延のために、代替人を起用せざるを得ない、またはこの変更が委託業務の目的を果たす上できわめて重要であると合意した場合は例外とする<sup>40</sup>。この例外に該当せず、しかも当該主力専門家が雇用可能であるかどうかを確認をせずにプロポーザルに含めたことが判明した場合、このような企業を失格とでき、次位の企業と交渉を続ける。一方、代替として提案された主力専門家は、当初予定された主力専門家と同等、あるいはそれを上回る資格を有するものとする<sup>41</sup>。

2.29 財務交渉には、借入者の国でコンサルタントが支払うべき税額（このような税金がある場合のみ）、さらにこの税額が請負契約中にどのように記載されたか、あるいは記載されるのかを明確にすることも含まれるものとする。一括請負契約の支払いは成果物（あるいは商品）の納品ベースなので、提案価格にはコスト全額（専門家作業時間、間接費、出張費、ホテル代等）が含まれるものとする。従って、一括請負契約選定の方法にコストがひとつの評価要素として含まれている場合、この提示価格について交渉してはならない。時間ベースの請負契約の場合、支払いは投入量ベース（専門家作業時間および払い戻し可能な項目）であり、提案価格には専門家料金および払い戻し可能な項目の推定額を含めるものとする。コストが評価要素のひとつとして選定方法に含まれている場合、たとえば提案された専門家料金が同様の契約においてコンサルタントが通常要求するよりもはるかに高いなど特別な場合を除き、専門家料金について交渉してはならない。従って、交渉の禁止には、クライアントが説明を求める権利、また価格がきわめて高額の場合、世銀との相応の協議の後に価格の変更を求める権利をあらかじめ排除するものではない。払い戻し可能項目の支払いは、領収書が提示された時点で、

<sup>40</sup> RFPに現実的なプロポーザル有効期間を設定し、評価を効率的に実施すれば、こうした危険性を最小限にとどめることができる。

<sup>41</sup> 詳細は付記2の1節(p)を参照。

発生するコストの実費に対して支払われるので、交渉の対象とはならない。ただし、クライアントが特定の払い戻し金（出張費あるいはホテル料金など）の単価に制限を設けたいとする場合、かかる料金の最高水準を RFP に明示し、RFP に 1 日当たりの料金を定義しなければならない。

2.30 最高得点のコンサルタントとの交渉が不首尾に終わった場合、借入者は、当該コンサルタントに対してすべての懸案事項および不一致点を書面で通知し、これに書面で回答する最終的な機会を提供するものとする。予算の問題のみで契約交渉が終結されることはない。その後も不一致点が残る場合、借入者は、交渉終結の意向を当該コンサルタントに書面で通知するものとする。その上で、世銀の「異議なし」が得られた後に、交渉を終結させ、次位のコンサルタントを交渉に招請することができる。借入者は、交渉の議事録および関連するすべての通信、ならびに交渉終結の理由を世銀に提供し、審査を受けるものとする。借入者は、次位の企業と交渉を開始した後に、前回の交渉を再開することはできない。交渉が成功し、頭文字で署名した契約に世銀が「異議なし」と回答した後、借入者は直ちにショート・リストに記載された他の企業に、落札されなかった旨を通知するものとする。

## 落札者決定の公表

2.31 落札者決定の公表の手続きは、付記 1 の 7 節に定める。

## 借入者による結果説明

2.32 2.31 節にある落札者決定の公開の際、自社のプロポーザルが選定されなかった理由を知りたいコンサルタントは借入者からの説明を求めるよう借入者はコンサルタントに通知するものとする。借入者は、かかるプロポーザルが選定されなかった理由についての説明を、書面で速やかに提供するものとする。コンサルタントが説明のための会談を求める場合、コンサルタントは、かかる会談に出席するためのすべてのコストを負担するものとする。

## すべてのプロポーザルの拒絶と招請の再開

2.33 借入者は、(i) TOR の重要な点に対応していない、あるいは TOR 規定の順守に重大な欠陥がみられるために、2.21 節に従ってどのプロポーザルも TOR に正しく対応していない場合、あるいは (ii) すべてのプロポーザルが RFP で規定された技術スコアの最低限に達していない場合、あるいは (iii) 落札プロポーザルの提示価格が利用可能な予算または最近更新されたコスト見積りより大幅に高い場合に限り、すべてのプロポーザルを拒絶することが認められる。後者の場合は、招請再開に代わる方法として、予算の増額または企業のサービス範囲の縮小の可能性を、世銀と協議して調査すべきである。ただし、2.27 節に従い、サービスの範囲のいかなる大幅な縮小も受け入れられず、招請の再開が要求される。時間ベースの契約についてコストが評価要素となっている場合、質が低下することや委託業務に悪影響をもたらすことがないことを条件として、コンサルタントにより

提案された人月数に関して交渉が行われうる。そうした場合であっても、2.29 節に従い、専門家料金は通常は交渉の対象とはならないものとする。

2.34 借入者は、すべてのプロポーザルを拒絶し、新しいプロポーザルを招請する前に、世銀にすべてのプロポーザル拒絶の理由を伝えて、世銀から「異議なし」の回答を取り付けるものとする。新規の選定過程には、TOR、ショート・リスト、予算など、RFP の修正を含めることができるが、修正事項については世銀の合意を得るものとする。

### 守秘義務

2.35 プロポーザルの評価と落札企業の推薦に関する情報は、2.23 節および 2.30 節の規定を例外として、落札者決定の公表が行われるまで、プロポーザルを提出したコンサルタントや、選定過程に正式に関与していない者に公表してはならない。

## 第3部 その他の選定方法

### 一般事項

3.1 この部では、QCBS以外の選定方法と、その選定方法が容認できる状況について記述する。第2部（QCBS）のすべての規定は第3部に基づくその他の方法にも適用されるものとするが、ただし、第3部の中で別の規定が明確に特定されているときはこの限りでなく、その場合はそうした別の規定が適用するものとする<sup>42</sup>。第3部の3.8、3.12、3.13、3.14、および3.15の各節において別段に規定されている場合を除き、借入者は、世銀が発行したRFP標準書式のうち該当するものを、プロジェクト固有の条件に対応するための変更を世銀が容認し得る範囲内でかつ最低限にとどめ、利用するものとする。

### 質に基づく選定（QBS）

3.2 QBSは次のような形態の委託業務に適している。

- (a) TORの定義やコンサルタントの作業量を正確に行えないもの、クライアントがコンサルタントに対してプロポーザルに革新性を求めるような複雑で高度に専門化した委託業務（たとえば、国別経済研究またはセクター別研究、多部門のフィージビリティ・スタディ、有害廃棄物改善施設または都市マスター計画の設計、金融セクター改革）。
- (b) プロジェクトの他部門への影響度が高く、最良の専門家の確保がきわめて重要である委託業務（たとえば、大型ダムのような大規模なインフラストラクチャーのフィージビリティと構造上の技術設計、国家的に重要な政策研究、大型政府機関の管理調査）。
- (c) 委託業務を大きく異なる方法で実施できるためプロポーザルの比較ができない場合（たとえば、運営上のアドバイス、サービスの価値が分析の質で決まるセクターや政策の研究）。

3.3 QBSの場合、RFPにおいて、技術プロポーザルだけ（財務プロポーザルを伴わない）を提出するよう求める、あるいは、技術プロポーザルと財務プロポーザルを別々の封筒で同時に提出するよう求めることができる（2封筒方式）。RFPには見積り予算あるいは主力専門家の推定作業時間のいずれかを提示した上で、この情報が単なる例示であって、コンサルタントが自己の見積りを自由に提案できると注記するものとする。

3.4 技術プロポーザルだけが招請される場合、QCBSと同様の方法で技術プロポ

---

<sup>42</sup>たとえば、借入者が (i) QBS方法で2封筒手続きではなく1封筒手続きを使用している、(ii) FBS方法で人月の推定値をRFPで示していない、(iii) SSS方法でEOIを使用していない、もしくはCQS方法でUNDBでのEOIの広告をしていない、(iv) CQSなどの方法に基づくきわめて小規模の契約（脚注46を参照）に世銀の標準的なRFPおよび契約書式を使用していない、(v) QBS方法、CQS方法、もしくはSSS方法あるいは商業慣行で認められている価格交渉を実施している、(vi) 3.12節に従ったカントリー・システム活用パイロット・プログラムでコンサルタントを選定している、(vii) 調達代理人、検査代理人、投資銀行、または監査人の雇用時に20%以上の価格係数を使用している、(viii) 商業慣行でQCBS手続きに従っていないなど。

ーザルを評価した後、借入者は、最高得点の技術プロポーザルを提出したコンサルタントに委細な財務プロポーザルの提出を要請するものとする。その後、借入者とコンサルタントは、財務プロポーザル<sup>43</sup>と請負契約の交渉を行う。その他の選定過程は、落札企業の契約価格のみが公表される点を除き、2.31 節および付記 1 の 7 節に定められた落札者決定の公表を含めて、すべて QCBS と同一である。コンサルタントが技術プロポーザルと共に財務プロポーザルの提出を求められた場合は、QCBS (2.12 節) の規定どおりの安全対策が講じられ、選定された企業の財務プロポーザルだけが開封され、残りは、交渉が完了した後に未開封のまま返送されるものとする。

### 固定予算での選定 (FBS)

3.5 この方法は、委託業務が単純で正確に定義でき、予算が固定されている場合に限って適切である。RFP に支出可能な予算を示した上で、コンサルタントに対し、予算の枠内で最善の技術プロポーザルと財務プロポーザルを別々の封筒で提出するよう要請するものとする。TOR は、コンサルタントが予定の作業を遂行するのに十分なだけの予算があるよう、万全を期して作成されなければならない。RFP では、借入者の国で納付される税金が予算に含まれているかどうか、ならびにクライアントにより提供される投入物の価格が明確に示されるものとする。QCBS と同様、すべての技術プロポーザルを最初に評価するものとする。次いで、財務プロポーザルが 2.23 節の規定に従って開封されるものとする。提示予算を上回るプロポーザルは拒絶され、残りのうち、最高得点の技術プロポーザルを提出したコンサルタントが選定されて、請負契約の交渉に招請されるものとする。落札者決定の公表は付記 1 の 7 節に定められたとおりとする。

### 最低コストに基づく選定 (LCS)

3.6 この方法は、きちんと確立された業務慣行と基準が存在する、標準的な委託業務や定型の委託業務（たとえば、監査や単純な作業の技術設計など）を行うコンサルタントの選定に一般に適している。この方法では、「質」に関する最低点が確立されている。プロポーザルは 2 通の封筒で提出され、ショート・リストに残った企業がプロポーザルの提出を招請される。技術プロポーザルの封筒が先に開封され、評価される。最低基準点<sup>44</sup>を下回るプロポーザルは拒絶され、残りの財務プロポーザルの封筒が 2.23 節の規定に従って開封される。そのうち最低価格で入札した企業が選定される。この方法では、最低基準点を設定し、それを上回ったプロポーザルについて「コスト」のみが競争の焦点となることと理解される。最低基準点は、RFP に提示されるものとする。落札者決定の公表は付記 1 の 7 節に定められたとおりとする。

### コンサルタントの資格に基づく選定 (CQS)

3.7 この方法は、RFP を発行し、競合用のプロポーザルを作成してそれら进行评估

<sup>43</sup> QBS での財務交渉にはすべてのコンサルタントの報酬をはじめとする経費の交渉が含まれる。

<sup>44</sup> この方法は、QCBS の代用としてはならず、ごく標準的かつ決まりきった技術的性質の、知的構成要素の少ない特定の場合にのみ用いるものとする。この方法では、最低基準点を 70 点以上とする。

する必要性が正当化されないような小規模<sup>45</sup>の委託業務または借入者が宣言し世銀が認めた緊急事態に用いることができる。このような場合、借入者はTORを作成し、できるだけ多数の企業、なおかつ当該経験を有する適格企業 3 社以上から、そうした企業の経験および資格に関する情報を含んだ参加意思表明を、最終的には必要に応じてREOIを通じて得るものとする。当該委託業務に関連して要求される経験および能力を備えた企業の評価および比較が行われ、最良の資格と経験を備えた企業が選定されるものとする。選定された企業のみに対し、技術プロポーザルと財務プロポーザルを一つにまとめて提出するよう求められ、そうしたプロポーザルが正しく対応しており、受入可能であれば、請負契約の交渉に招請されるものとする。プロポーザルの技術面と財務面の両方について交渉が可能である。選定された企業との交渉が不首尾に終わった場合は、2.30 節の規定が適用する。交渉の議事録が作成され、当事者双方により署名されるものとする。落札者決定の公表は付記 1 の 7 節に定められたとおりとする。

### 単一供給源からの選定 (SSS)

3.8 コンサルタントを単一供給源から選定することは、質とコストの競争から得られる利点を阻害し、選定の際の透明性を欠く上、受け入れ難い業務慣行を助長する可能性がある。そのため、供給源を一つに定めるという選定方法は、例外的なケースにのみ用いられるものとする。単一供給源からの選定が妥当かどうかは、クライアントの一般的関心およびプロジェクトの内容、ならびに、経済性と効率性を確保し、資格のあるすべてのコンサルタントに平等に機会を与えるという世銀の責任の観点から審査されるものとする。

3.9 供給源を一つに定めるという選定方法は、下記のようなケースにおいて、競争に基づく選定よりも明らかに適切である場合にのみ認められる。単一供給源からの選定が正当化されるのは、(a) 同じ企業が前回の作業をそのまま継続するのが当然の成り行きである場合（次節を参照）、(b) 災害への対応や借入者が宣言し世銀が認めた緊急事態など、例外的なケース、(c) きわめて小規模<sup>46</sup>な委託業務、あるいは (d) 委託業務に対して 1 社だけが適格であるか、または当該業務に対して特に優れた経験を持っている場合、のいずれかに限られる。そうしたすべての場合において、借入者は、RFPを発行することは要求されず、当該委託業務のTOR、競争に基づく選定プロセスではなく単一供給源からの選定にすることの根拠など十分に詳細な正当化理由、特定の企業を推薦する基礎となる理由を世銀に提出し、その審査および「異議なし」の回答を得るものとする。ただし、プロジェクトのリスクおよび範囲に基づいて定義され、調達計画に明記されている基準を下回る契約については例外とする。

3.10 作業を継続する必要がある場合は、当初の RFP にこの可能性が記述され、実務的であれば、コンサルタントの選定要素の中に継続の可能性が盛り込まれるも

<sup>45</sup> 「小規模」という用語が意味するドル建てでの限度額は、委託業務の性質と複雑さを考慮に入れて個別に決定されるが、例外的な場合を除き、30 万米ドルを超えてはならない。

<sup>46</sup> 「きわめて小規模」という用語が意味するドル建てでの限度額は、委託業務の性質と複雑さを考慮に入れて個別に決定されるが、例外的な場合を除き、10 万米ドルを超えてはならない。

のとする。当初の委託業務のパフォーマンスが満足のゆくものである限り、最初に起用したコンサルタントに技術的アプローチを続行させ、経験を習得させ、専門的責任を続けて負わせる方が、競争によって新しいコンサルタントを選定するより望ましいことがある。こうした委託業務の継続に際し、借入者は、当初選定されたコンサルタントに対して、提供する TOR に基づいて技術プロポーザルと財務プロポーザルを作成するよう要請し、そのあとに交渉が行われるものとする。

3.11 当初の委託業務の落札が競争ベースで行われなかった場合、タイトの融資のもとで落札された場合、もしくは後続の委託業務の規模が前回に比べて大幅に上回っている場合は通常、世銀が容認し得る競合的選定過程が後に続くものとする。その際、当初の作業を行ったコンサルタントが関心を示しているのであれば考慮の対象から除外されないものとする。世銀は、特別な状況下で新しい競合的選定過程が実務的ではない場合に限り、この規則の例外を考慮するものとする。落札者決定の公表は付記 1 の 7 節に定められたとおりとする。

### カントリー・システム活用

3.12 カントリー・システム活用 (Use of Country Systems: UCS) とは、借入者の国における公的調達システムで意図されているコンサルタント (個人を含む) の選定方法であって、世銀のカントリー・システム活用パイロット・プログラム<sup>47</sup>の下で世銀により容認されうると判断されたものをいう。当該パイロット・プログラムで世銀の承認を得たパイロット・プログラムで借入者により利用されうる。

### 金融仲介機関・企業への融資によるコンサルタント選定

3.13 金融仲介機関・企業 (またはその指定代理店) に対し融資金が供与され、これがサブプロジェクトの部分的な融資のために、個人、民間企業、中小企業、公共セクターの独立した営利企業などの受益者にオン・レンディングが行われる場合には、コンサルタントの選定は世銀が容認しうる、十分に確立された民間セクターの調達方法または商慣行に従って、個々の受益者によって行われる<sup>48</sup>。公共セクターの受益者に対してまたは大規模で複雑な委託業務のために融資金のオン・レンディングが行われる場合は、本ガイドラインに定める競争による方法の使用が考慮されるものとする。

### 世銀が保証する融資によるコンサルタント選定

3.14 世銀が別の貸主による融資の返済を保証する場合、その融資で賄われるコンサルティング・サービスは、1.8 節の要件を満たす原則および手続きを十分考慮して調達されるものとする。世銀は、融資の終了時に、当該融資による調達取引の

<sup>47</sup> このパイロット・プログラムは、2008年4月24日に世銀理事会の承認を受けた2008年3月3日付および3月25日付の理事会文書「*Use of Country Systems in Bank-Supported Operations: Proposed Pilot Program* (世銀支援を受けたプロジェクトにおけるカントリー・システムの活用：パイロット・プログラム案)」(R2008-0036、0036、0036/1)の中で説明されている。

<sup>48</sup> その他の詳細は、「国際復興開発銀行貸出および国際開発協会融資または贈与の下での世界銀行の借入者による機材、工事、および非コンサルティング・サービスの調達に関するガイドライン (Guidelines: Procurement of Goods, Works, and Non-Consulting Services under IBRD Loans and IDA Credits & Grants by World Bank Borrowers.)」の3.13節(「金融仲介機関・企業への融資による調達」)を参照。



審査を実施することができる。

### 特殊なコンサルタントの選定

3.15 **国連機関を選定する場合**：専門分野での技術的支援や助言を行う独自のあるいは格別の資格を有する国連機関<sup>49</sup>は、借入者により単一供給源として選定される。世銀は、国連機関が (a) 下請けのコンサルタントおよび個人専門家の選定ならびに契約を履行するために必要な最小限の物品の供給、(b) 本ガイドラインの3.7節の脚注45で定義されている小規模な委託業務、(c) 自然災害への対応や借入者が宣言し世銀が認めた緊急事態など一定の状況については、独自の手続きに従うことに合意しうる。借入者は、世銀による合意を得た技術支援の提供について、借入者と国連機関の間で標準的な契約様式を使用するものとする。借入者は、十分な正当化理由および国連機関との契約書草案を、同契約の締結前に世銀に提出し、その「異議なし」を得るものとする。国連機関は、競合的選定過程に参加した際に特別待遇を受けることなない。ただし、借入者が、現行の国際協約下で国連機関とその職員に与えられた特権および罷免の権利を受領し、世銀の同意のもとで、当該機関の要綱で規定された特別な支払いの取決めに同意することはできる。国連機関の特権ならびに、免税をはじめとする便宜や特別な支払い規定といった利点を対象外とするため、QBS方法、または小規模委託業務（脚注45を参照）についてはCQS方法を用いるものとする。

3.16 **非政府組織 (NGO) の利用**：NGOは、国内問題、コミュニティーのニーズ、参加型アプローチなどに関与し豊富な知識を有する点で、プロジェクトの準備、管理、実施面の支援に独自の適性を有する非利益組織である。NGOがプロジェクトに関心を示し、借入者と世銀の双方がその資格に満足している場合は、これをショート・リストに含めることができる。幅広い国内知識と参加型アプローチを必要とする委託業務については、ショート・リストをNGOだけで構成することもできる。その場合、委託業務の性質、複雑さ、規模に基づいた適切な選定方法（QCBS、FBS、LCS、もしくはCQS）に従い、NGOならでの資格、すなわち、国内知識、活動範囲、関連性のある過去の経験などを反映させた評価基準を設けるものとする。借入者は、本ガイドライン3.9節で概説されている基準が満たされる場合に限り、NGOを単一供給源からの選定方式で選ぶことができる。

3.17 **調達代理人および施工管理者**：借入者が必要な組織、人材資源または経験を欠く場合は、その代理機関として、調達専門企業を雇用することが効率的かつ効果的なことがある。調達代理人が特に特定のアイテムの調達を取り扱う「代理機関」として扱われ、一般に自らの事務所で働いている場合には、通常、取扱った調達金額に基づく比率（％）で、またはこの比率と固定手数料を組み合わせた金額が支払われる。この場合、調達代理人は、QCBSの手続きに従って選定される

---

<sup>49</sup> 国連機関とは、国際連合の部局、専門機関およびその地域事務所（汎米保健機構：PAHOなど）、基金、およびプログラムをいう。借入者は、詳細な正当化理由ならびに国連機関との契約書案を世銀に提出し、「異議なし」の回答を得るものとする。

(この場合のコスト加重率は最高 50%)。ただし、調達代理人が調達に関する助言サービスだけを行い、通常時給で支払われるようなプロジェクトのために、特定の事務所でプロジェクト全体の「代理機関」として機能する場合は、本ガイドラインに規定されたその他のコンサルティング委託業務と同様の手続きに従って、QCBS 手順と時間ベースの契約を用いて選定されるものとする。代理機関は、世銀の「プロポーザルの標準的要請」、見直し手順、文書化の規定の利用を含めて、融資契約および借入者に代わって世銀が承認した調達計画に定められたすべての調達手順を踏むものとする。上記の規定は、施工管理者にも適用する。

3.18 検査サービス：借入者は、物資の出荷に先立って、あるいは、借入者の国への到着時に、これら物資を検査し、証明する検査サービス提供者の利用を要請することができる。検査は通常、当該物資の品質と数量、および価格の妥当性が対象となる。検査サービス提供者の選定に際しては、コストに最高 50%までの加重率を用いる QCBS 手続きと、検査・証明済み物資の評価額に対する比率 (%) に基づいて支払いを行う請負契約書式を使用するものとする。

3.19 銀行：特に民営化事業に関連した資産売却や、金融商品の発行、企業金融取引を目的に、借入者によって雇用された投資銀行、商業銀行、金融会社、およびファンド・マネージャーは QCBS の手続きに従って選定されるものとする。RFP は委託業務に関連した選択基準（たとえば同種の委託業務の経験、あるいは通常の業務を通じて買手候補ネットワークとの取引経験の有無等）およびサービスのコストを規定するものとする。報酬は通常報酬（「顧問料」と称する）の他に「成功報酬」が含まれる。この「成功報酬」は定額にすることも可能だが、通常は売却資産価値または他の金融商品価格に対する比率で算出される。また、RFP には、コストの評価の際に、成功時の手数料を単独で考慮するか、あるいは顧問料と共に考慮するかが提示されるものとする。単独に考慮する場合は、ショート・リストに記載された全コンサルタントの標準顧問料を規定し、RFP に提示する必要がある、財務プロポーザルの得点は、成功時の手数料に基づくものとする。コストと質を組合わせて評価する際は（特に大規模な請負契約に適用）、2.26 節で推奨されている加重率より高いものをコストに適用することができる。RFP には、プロポーザルの提出方法と比較方法が明記されるものとする。

3.20 監査人：監査人は通常、明確に定義されたTORと専門的基準に基づいて監査作業を実施する。監査人は、コストを重要な選定要素（40～50 ポイント）として、あるいは、3.6 節に概説した「最低コストによる選定」の項に基づいて、QCBS 方式で選定されるものとする。小規模<sup>50</sup>の業務委託にはCQSを用いることができる。

3.21 サービス納入業者：プロジェクトでは、請負契約のもとで多数の人々をサービスの提供に雇用することがある。個人コンサルタントとしての、あるいは企業を通じてのそうした人々の選定は、本ガイドラインの第 5 部に従って実施されるものとする。これらの人々の職務の内容、最低資格、雇用条件、企業との契約を

---

<sup>50</sup> 脚注 45 を参照。

介するときの選定方法、ならびに書類および方法を世銀がどの程度審査するかは、プロジェクトの文書に明記するものとする。契約は世銀の審査を受ける調達計画に含まれるものとする。

## 第4部 契約のタイプと重要規定

### 請負契約のタイプ

4.1 一括請負契約<sup>51</sup>：このタイプの契約は主として、サービスの範囲と期間、それにコンサルタントの所要作業量が明確に定義されている委託業務に用いられる。このような請負契約は、単純な企画やフェージビリティ・スタディ、環境調査、標準的または一般的な建造物の詳細設計、データ処理システムの設定などを対象として広く利用されている。支払いは、報告書、図面、数量明細書、入札書類、ソフトウェア・プログラムといったアウトプット（納入品）と連結している。コンサルタントが実施する活動に対する固定価格が契約に含められ、本ガイドラインの4.7節の規定による場合を除いてはいかなる価格調整も行われぬものとする。一括請負契約は、一定の範囲に対する固定価格の原則に基づいて行われ、明確に示されたアウトプットやマイルストーンに対して支払いが行われるため管理が容易である。

4.2 時間ベースの請負契約<sup>52</sup>：この方法は、サービスが他の人々により実施される活動に影響されるために完了期間が変わる可能性があるか、あるいは、委託業務の目標達成に必要なコンサルタントのインプット（作業量）が査定困難であるかのいずれかにより、サービスの範囲と期間を明確化または確定するのが難しい請負契約に適している。複雑な研究活動、建設業務の監督、アドバイザリー・サービス、大半の研修委託業務に広く用いられる。支払いは、担当専門家（通常は請負契約書の中で指名）の時間給、日給、週給、あるいは月給を基準に当事者が合意したレートと、実費経費または相互に合意した単価、あるいはその両方を用いた払戻し項目に基づいて行われる。担当専門家のレートの中には、報酬、交際費、事務経費、利益、さらに適切な場合には特別手当が含まれる。契約には、コンサルタントに対して支払うべき限度額が規定されているものとする。この限度額には、予期しないサービスが発生した場合とその期間を考慮した偶発手当や、本ガイドラインの4.7節に定めるインフレに伴う価格調整に対する予備経費も含まなければならない。時間ベースの請負契約では、クライアントが綿密に監視し、管理して、委託業務が順調に進んでいるかどうか、またコンサルタントによる請求額が適切であるかどうかを確認する必要がある。

4.3 顧問料または偶発的手数料（成功時の報酬）あるいはその両方に基づく請負契約：顧問料と偶発的手数料に基づく請負契約は、特に民営化事業の一環として企業の売却や合併の準備作業を進めるコンサルタント（銀行または金融会社）に広く利用されている。この場合のコンサルタントへの報酬には、顧問料と成功時の手数料が含まれ、後者は通常、資産売却価格に対する比率で算出される。

4.4 歩合制の請負契約：この契約は通常、調達や検査のサービス提供者を対象に

<sup>51</sup> コンサルタント・サービス請負契約書（一括報酬用）の標準書式。

<sup>52</sup> コンサルタント・サービス請負契約書（時間ベースの複雑な委託業務用）の標準様式。これらの文書は世銀のウェブサイト [www.worldbank.org/procure](http://www.worldbank.org/procure) に掲載されている。

広く用いられている。歩合制の請負契約は、コンサルタントに支払う手数料を、実際のプロジェクト建設コストまたは見積り、あるいは、調達・検査の対象となった商品コストと直接関連づけている。同契約は、必要なサービスの市場標準価格、またはこのようなサービスの推定コスト（人月）、あるいはその両方、もしくは競争入札を基にして交渉される。一方、歩合制請負契約は、建築サービスやエンジニアリング・サービスにおいて、経済性を考慮して設計するという動機に欠けるため、敬遠すべきであることに留意しなければならない。従って、建築サービスにこの種の請負契約を利用するのは、目標コストが固定され、カバーするサービスの内容が明確に定義されているとき（たとえば、作業の監督以外の業務など）だけに奨励される。

4.5 無期限納期の請負契約（IDC）または価格約定：IDC は、どの程度のサービスをいつ提供するかを事前に定義することができない特定の活動について「オンコール」の専門的なアドバイスサービスを借入者が迅速かつ継続的に利用できる必要がある際に使用される。IDC は通常、世銀融資を受けたプロジェクトの実行中にサブプロジェクトや複雑な業務（たとえば、ダム委員会、紛争解決委員会、制度改革、調達上の助言、技術問題解決、安全防護問題の評価など）の設計や実施に参加する「アドバイザー」、専門裁定者、パネル委員、あるいは専門家を常に確保しておくときに用いられ、期間は通常 1 年以上に及ぶ。そうしたサービスは、要求される専門家に関連する資格および専門知識を中心とした選定基準を定めた REOI に対する契約予備書面（Letter of Intent）の中で適格企業が利用可能にすることを約束した専門家のリストを通じて、適格企業により提供される。その後、借入者は適格専門家のロング・リストを作成するものとする。専門家の料金として事前に定められたレートならびに標準的な契約条件が借入者と企業の間で合意され、実際に費やされた時間に基づいて支払が行われるものとする。専門家の選定は、委託業務についての具体的な TOR を伴う「コールオフ」依頼を基に、ロング・リストから、提案される専門家の CV の質的評価／比較または手数料の水準に基づいて行われるものとし、委託業務ごとに特定の契約が締結される。

## 重要規定

4.6 通貨：RFP には、企業がサービス価格を完全に交換可能な通貨で表示できることが明確に記載されるものとする。コンサルタントが別の外貨での合計価格表示を希望する場合は、プロポーザル内で使用する外貨が 3 種類以下であることを前提に、そのような表示が認められている。借入者は、発生した現地コストに相当する価格の部分を借入者の自国通貨で表示するようコンサルタントに義務付けることができる。また、このような契約のもとでは、プロポーザルの中で支払いが求められている通貨（あるいは一連の通貨）で支払いが行われるものとする。

4.7 価格の調整：外国または国内、あるいはその両方のインフレに伴って時間ベースの契約の報酬レートを調整するため、請負契約期間が 18 カ月を超えると予想される場合は、価格の調整規定を請負契約書に含めるものとする。これより期間

が短い時間ベースの請負契約でも、国内または外国で物価が高騰しており、インフレの予測が不可能と思われる場合は、価格の調整規定を含めることができる。一括請負契約については、少額の多年度契約（たとえば、監査人との契約）を除き、期間が18カ月未満であると予想される場合は自動的な価格調整が行われないのが一般的である。サービスの範囲が当初のTORおよび契約で企図されているよりも拡大される場合には、一括請負契約の価格が例外的に修正されうる。

4.8 支払いに関する規定：支払い金額、支払い予定日、支払い手順といった支払いに関する規定は、契約交渉期間中に合意に達するものとする。支払いは、定期的に行う（時間ベースの請負契約と同様）、または、契約で合意したアウトプット（一括契約と同様）に対して行うことができる。脚注34で定義されている少額契約の場合を除き、すべての前払い（たとえば、動員コスト）が前払い保証金または保証により担保されるものとする。前払いの金額が契約額の10%以下であるときは、借入者はそうした保証金または保証を要求しないことを決定することができ、その場合、RFPに含められる契約書草案にその旨が明記されるべきである。

4.9 支払いは、請負契約の規定に基づいて速やかに行われ、その際、以下の項目に従うものとする。

- (a) コンサルタントは、借入者の要請により、あるいは例外的に信用状を通じて、世銀より直接支払いを受けることができる。
- (b) 係争中の金額は支払いが差し止められるが、請求書の残りの金額については請負契約書の規定に従って支払われるものとする。
- (c) クライアント側の責任により、契約上の期限を越えて支払いが遅延している場合、その分の利息が支払われるものとする。その利率は請負契約書に規定されるものとする。

4.10 プロポーザル・履行保証金と損害賠償：プロポーザルと履行保証金は、コンサルタントのサービスには奨励されないが、要求される場合には適正な額で行われるものとする。これらを執行するかどうかの判断は往々にしてまちまちで、容易に乱用され、また明白な利益なしにコンサルティング業界のコストを増大させる傾向があり、そのコストが最終的には借入者側に転嫁されることになる。さらに、知的あるいは助言的なサービスが適時に提供されるかどうかは、クライアント側の行為に様々な形で左右され、遅延があった場合にコンサルタントの単独の責任を立証するのが困難であるため、コンサルティング・サービスに関しては損害賠償の適用は奨励されない。

4.11 借入者の貢献：借入者は、委託業務の様々な任務に自己の専門スタッフを任命することができる。これらスタッフ（通常「カウンターパート・スタッフ」と呼ばれる）の管理をはじめ、借入者側が提供する住宅、事務所スペース、事務員、光熱費、資材、車両などの施設や設備の詳細は、借入者とコンサルタントの間で締結した請負契約の内容に従うものとする。同契約書には、委託業務の実施中に、以上の項目のいずれかを提供できなくなったり、引き上げなければならなくなっ

た場合にコンサルタント側が講ずることのできる対策と、このような場合にコンサルタント側が受け取る補償について明記するものとする。

4.12 **利害抵触**：コンサルタントは、契約書に定められている報酬を除き、委託業務に関するいかなる報酬も受けてはならない。コンサルタントとその系列会社は、契約先であるクライアントの利益と衝突するようなコンサルティングをはじめとする活動に従事してはならない。請負契約には、本ガイドラインの 1.9 節および 1.10 節の要件に従い、コンサルタントが提供するコンサルティング・サービスから生じるあるいは直接に関連する他のサービスにコンサルタントが将来関与することを制限する規定を含めるものとする。

4.13 **専門家としての責任**：コンサルタントは、専門家に課された現行の職務基準に従って勤勉に委託業務を遂行するものとする。借入者に対するコンサルタントの責任は、該当する法律によって規定されているため、当事者同士がこの責任を制限することを望まない限り、これを請負契約上で言及する必要はない。一方、当事者同士がこのような制限を望む場合は、以下の項目を明確にしておかなければならない。(a) コンサルタントによる重大な過失または意図的な違法行為に際しては、このような制限は適用されない。(b) 借入者に対するコンサルタントの責任は、いかなる場合も、RFPに明示された額および契約の特殊条件に明示された額の契約総額を下回ってはならない（そうした限度額は個々のケースによって異なる）<sup>53</sup>。(c) どのような制限を課したにせよ、それはクライアントに対するコンサルタントの責任だけを指し、第三者に対するコンサルタントの責任は対象とならない。

4.14 **専門家の交替**：委託業務の実施中に専門家の交替が必要となった場合（たとえば、病気、後になって不適格と判明した、あるいはそれ以外により資格を失った場合）、コンサルタントは、少なくとも同等の資格を有する他の専門家を提案して借入者の承認を得るものとする。

4.15 **適用法および係争の解決**：請負契約書には、適用法と、係争解決の場に関する規定を含めるものとする。コンサルタントの契約には紛争解決の条項を常に含まれるものとする。係争の解決方法としては、中立的な仲裁地での国際商事裁定の利用が他の方法より実務的といえる。そのため、世銀は、借入者が外国コンサルタントに落札させる契約において、この種の仲裁を用いることを要求する。ただし、同等の国内規則および仲裁手続きなど、正当な理由により、世銀がこの要件について権利放棄することに明確に合意している場合は、この限りでない。世銀に対し、裁定者として指名したり、また裁定者を指名するよう求めたりしてはならない<sup>54</sup>。

<sup>53</sup> 借入者にはこうした限度額を上回る潜在的リスクに対して保険をかけることが推奨される。乗数は1より大きい値にすべきである。専門職業賠償責任の要件が不要でありうる場合には、借入者は、RFPへの世銀の「異議なし」を求める際にその理由を説明するものとする。

<sup>54</sup> ただし、投資紛争解決国際センター（ICSID）の職員は同組織の職員としての資格で裁定者を自由に指名できるものとする。

## 第5部 個人コンサルタントの選定

5.1 個人コンサルタント<sup>55</sup>は通常、次のような場合に委託業務に採用される。

(a) 専門家のチームを編成する必要がない。(b) 個人コンサルタント以外の専門家の追加支援を外部（個人コンサルタントの所属会社など）から必要としない。

(c) 個人の経験と資格が必須条件である。ただし、個人コンサルタントの人数が増し、協調、管理、総体的責任の面で実施が困難になる場合は、企業の採用を奨励する。適格の個人コンサルタントが対応不能である、あるいは企業との従前の契約のために借入者と直接契約を締結することができない場合、借入者は、委託業務について適格の個人コンサルタントを提供する企業を招請することができる。

5.2 関心表明（EOI）を募る広告は、特に借入者が経験ある適格な個人またはその有無についての知識を持たない場合、あるいは当該サービスが複雑である場合、あるいはより広範な広告による潜在的な利益が見込まれる場合、あるいは国内法で義務づけられている場合に奨励される。ただし、すべてのケースで要求されるわけではなく、また、少額契約については実施すべきでない<sup>56</sup>。すべてのEOI募集で、経験と資格のみに基づいた選定基準を明記すべきである。企業に個人コンサルタントの提案を募集する場合、EOIでは、選定プロセスにおいては当該個人の経験と資格のみが使用され、企業の経験は考慮されないことを明記し、契約が企業と締結されるのか提案された個人と締結されるのかも明記するものとする。

5.3 個人コンサルタントは、委託業務を遂行するための関連する経験、資格、能力に基づいて選定される。コンサルタントはプロポーザルを提出する必要はなく、借入者が委託業務の性質や複雑さに基づいて決定する当該の最低要件を満たしている場合に審査の対象となり、学歴、関連する具体的な経験に加え、該当する場合には現地の言語、文化、行政体系、政府機関といった国情に関する知識に基づいて評価されるものとする。選定は、直接あるいは企業を通じて委託業務に対する関心を示した者や借入者が直接アプローチした者の中から、最低3人の適格候補者の間で関連する総合力を比較して行われるものとする。最も経験豊富で、一番条件にかなない、委託業務を履行する能力が十分ある者が選定され、借入者により雇用されるものとする。借入者は、妥当な手数料およびその他の費用など、満足のいく契約条件に関して合意に達した後、選定された個人コンサルタント、または場合に応じて企業と、契約交渉を行うものとする。

5.4 個人コンサルタントの選定は、通常は事前審査の対象ではない。しかし、借入者は、(a) 3人以上の適格候補者の中での比較ができなかった場合（この場合、理由を提示するものとする）、(b) 本ガイドラインの5.1節に従って個人コンサルタントのサービスの提供を企業に招請する前、(c) 選定された個人との交渉が

<sup>55</sup> 世銀のUCSパイロット・プログラムとの関連でサービスが要求される個人コンサルタントは、3.12節で言及されている方法に従って選定され、当該委託業務が世銀の定める上限を下回ることを条件とする。

<sup>56</sup> EOI募集の広告は、通常、5万米ドル未満の個別契約については行われえないものとする。ただし、そうした基準値は委託業務の性質、複雑さ、リスクを考慮に入れて個別に決定されるものとする。世銀は、借入者から要請があった場合、借入者の国のしかるべき司法当局により同国の関連法に従って受注資格剥奪の制裁措置を受けている借入者の国の個人について、当該の個人が不正または腐敗に関わっており、司法手続きにより当該の個人に対して正当な法手続きが与えられていると世銀が判断したときは、当該の委託業務を世銀の融資に不適格とすることに合意することができる。



不首尾に終わった場合において、次位の個人、または場合に応じて次位の企業との交渉に進む前、(d) 本ガイドラインの 5.6 節に従った単一供給源からの選定の場合には、世銀の「異議なし」を得るものとする。世銀は、一定の種類の人コンサルタント<sup>57</sup>の選定についても事前審査を要求する。

5.5 自社の正社員もしくは準社員または自社が採用しうるその他の専門家を個人コンサルタントとして提供するコンサルティング企業と契約が締結される場合、本ガイドラインに記載した利害抵触の規定が親会社に適用されるものとする。当初に提案され評価された個人のいかなる代替も認められないものとし、そのような場合には、次位のコンサルタントと契約が締結される。

5.6 個人コンサルタントについては、(a) そのコンサルタントが以前に競争の末選定され実行した業務の継続 (b) 推定継続期間が 6 カ月未満の業務 (c) 緊急事態 (d) その個人コンサルタントが当該業務遂行の資格を満たす唯一のコンサルタントである場合など、例外的な場合で相応の正当性がある場合には、単一供給源から選定することができる。借入者は、すべての場合において、当該委託業務の TOR、競争に基づく選定プロセスではなく単一供給源からの選定にすることの根拠など十分に詳細な正当化理由、特定の個人コンサルタントを推薦する基礎となる理由を世銀に提出し、その審査および「異議なし」の回答を得るものとする。ただし、プロジェクトのリスクおよび範囲に基づいて定義され、調達計画に明記されている基準を下回る契約については例外とする。

---

<sup>57</sup> プロジェクト（融資契約または調達契約の中で定められている事前審査の基準値を超えているもの）の期間にわたる長期的な技術支援サービスまたは助言サービスで雇用される者、ならびに（事前審査の基準値に関係なく）法務またはプロジェクト関連の調達活動のために雇用された者。個人コンサルタントの TOR についての世銀による事前審査は、限定的で、単純で、少額の委託業務について世銀の地域調達管理者が定めうる場合を除き、必須である。

## 付記 1: コンサルタント選定にかかる世銀の審査と落札者決定の公表

### 選定過程のスケジュール設定

1. 世銀は、1.25 節の規定に従って借入者により作成された調達計画およびその更新版を審査する<sup>58</sup>。そうした調達計画は、プロジェクト実施計画、融資契約、および本ガイドラインに合致していなければならない。

### 事前審査

2. 世銀の事前審査の対象となる請負契約はすべて<sup>59</sup>、以下の項目に従うものとする。
  - (a) 借入者は、プロポーザルの招請前に、コスト見積りとRFP草案（ショート・リストを含めて）を世銀に提出し、審査を経て「異議なし」との回答を得るものとし、世銀が正当に要請する変更をショート・リストと上記の文書に加えるものとする。その後に修正を加えたい場合は、ショート・リスト掲載のコンサルタントにRFPを発行する前に、世銀の「異議なし」という回答を取り付けるものとする<sup>60</sup>。
  - (b) 技術プロポーザルを評価した後、借入者は、世銀による審査の時間を十分に考慮して、技術評価報告書（世銀の要請があった場合は、2.16 節に従って世銀が容認する専門家によって作成されたもの）と、世銀の要請に応じてプロポーザルの写しを世銀に提出する。技術評価の内容が RFP の規定と一致していないと世銀が判断した場合は、その理由が速やかに借入者に通告されるものとする。そうでない場合、世銀は技術評価に対して「異議なし」の回答を行うものとする。評価報告書で全プロポーザルを拒絶した場合も、借入者が世銀の「異議なし」の承諾を求めるものとする。
  - (c) 借入者は、技術評価に対して世銀から「異議なし」の回答を取り付けてからのみ、財務プロポーザルを開封することができる。コストがコンサルタント選定の要素となっている場合、借入者はその後で RFP の規定に従って財務プロポーザルの評価を行なうことができる。借入者は、落札コンサルタントの推薦案と共に最終評価報告書を世銀に提出するものとする。借入者は最終評価で最高得点を獲得した企業に対し、同社を落札者に決定する意図があることを通告し、同社を交渉に招請するものとする。世銀は、世銀による審査に従い、または不満表明により、財務評価における何らかの不一致に気付いた場合、速やかに借入者に通知するものとし、借入者は、落札コンサルタントとの交渉に進む前に、またはすでに交渉が開始されている場合は交渉を停止し、

<sup>58</sup> 入札者からの苦情、入札者からの説明依頼など、入札者からの通信への対応において世銀が講じる措置は、付記 3 の 11 節から 15 節に定められている。

<sup>59</sup> 契約を世銀による事前審査または事後審査の対象とすべきかどうかの判断は、すべての税金を含む契約総額に基づくものとする。

<sup>60</sup> 新たな競争プロセスが実際的でなく、3.11 節に従い落札者決定が行われる場合、借入者は最初に、必要な正当性を世銀に提出した上で世銀に「異議なし」と認められるまでは交渉を始めてはならない。そうでない場合は、関連するすべての点で本付記 2 節の条件に従うものとする。

提起されたすべての問題に対し、世銀が納得するよう速やかに対処するものとする。そのような場合、借入者の提案に対して世銀が「異議なし」を与えるまでは、それ以上の措置は講じられない。

- (d) 借入者が、評価を完了するため、必要な内部許可もしくは世銀の「異議なし」を得るため、または発注するためにプロポーザルの有効期間の延長を必要する場合、最初の延長要請についてはその期間が 4 週間を超える場合、それ以降の延長要請については期間の長さにかかわらず、世銀の事前の「異議なし」を求めるべきである。
- (e) コンサルタントから借入者に不満が表明された場合、借入者は、不満申立者に対しては受領通知を、世銀に対しては、世銀による審査およびコメントを得るべく、不満表明書の写し、不満表明書の中で提起されている各問題に関する借入者のコメント、および不満申立者に対する回答案の写しを、速やかに送付するものとする。
- (f) 不満の内容を分析した結果、またはそれ以外の理由により、借入者が落札企業の推薦案を変更する場合、かかる決定の理由および評価報告書の改訂版を世銀に提出して「異議なし」の回答を得るものとする。借入者は本付記の 7 節の形式にて落札者決定の再公表を行うものとする。落札コンサルタントとの交渉が不首尾に終わった場合、借入者は、交渉の議事録および不首尾に終わった理由を世銀に提出し、その審査を求めるものとする。本ガイドラインの 2.30 節において概説されている手続きが完了し、世銀の「異議なし」が得られた後、交渉を終了し、次位の企業を交渉に招請することができる。
- (g) 交渉が完了した後、または単一供給源からの選定の場合において、借入者は審査のための十分な時間をとって、落札コンサルタントが頭文字で署名済みで借入者による署名が提案される交渉に基づいた契約書の写しを世銀に提出するものとする。交渉に基づいたこの契約により、主力専門家の交替、TOR や当初の契約案の変更が発生する場合、借入者は変更箇所を強調し、かかる変更が必要であり借入者にとって容認可能である理由を説明するものとする。
- (h) 最終評価報告書、落札企業の推薦案および/あるいは交渉された契約案が RFP の規定に反していると判断した場合、世銀は借入者にすみやかに通告し、かかる判断の理由を説明するものとする。そうでない場合、世銀は落札者決定に最終的に「異議なし」と回答する。借入者は、世銀の「異議なし」の回答を取り付けた後にのみ、落札者決定を正式に認め、契約書に署名するものとする。
- (i) 契約の署名後、直ちに、かつ当該契約に関わる融資勘定からの資金引出しの最初の申請が世銀に提出される以前に、契約書の正式な写し 1 通が、世銀に提出されるものとする。契約への支払が特別勘定 (Special Account: SA) から行われる場合、当該契約について SA から最初の支払が行われる前に、契約書の写しを世銀に提出するものとする。

- (j) 世銀は、借入者から署名後の請負契約の写しを受領した時点で、同契約の内容と金額を、コンサルタント（個人の場合を除く）の名称と住所と共に上記 2 節(i)に従って公表するものとする。
- (k) 借入者はプロジェクト実施中および融資契約の満了日から 2 年間、各契約についてすべての文書を保持するものとする。そうした文書には、(i) 各契約およびその後のすべての改正または補遺の署名付き原本、(ii) プロポーザル原本、ならびに選定および契約実施に関係したすべての文書および通信（プロポーザル（個別スコアシートを含む）の評価や世銀への落札推薦の裏付けとなるものを含む）、(iii) インボイスもしくは支払証明書などが含まれる。SSS の方法に基づいて授与された契約の場合、そうした文書には、同方法を使用した正当化理由、選定されたコンサルタントの資格と経験、および契約の署名付き原本が含まれるものとする。借入者は、世銀またはそのコンサルタント／監査人による調査のために要請があった場合、そうした文書を世銀に提出するものとする。
3. 署名入り契約書の修正：事前審査を必要とする契約の場合、(a) 定められた契約履行期間の延長、あるいは (b) サービスの範囲の実質的な修正、主力専門家の代替、またはその他の契約条件の重大な変更、あるいは (c) 契約解除の提案について同意をする前に、借入者は世銀から「異議なし」の回答を求めるものとする。提案された修正が融資契約の規定および／あるいは調達計画に反すると世銀が判定した場合には、世銀は直ちに借入者に通告し、その判定理由を述べるものとする。契約のすべての改正版の写しが、記録のため世銀に提出されるものとする。
4. 翻訳：契約が、事前審査の必要があり、かつ公用語<sup>61</sup>で書かれている場合、借入者は、技術評価報告書および総合評価報告書ならびに交渉に基づいたイニシヤル入りの契約書案の正確な翻訳をRFPに特定されている国際的に使われている言語（英語、フランス語、スペイン語のいずれか）で世銀に提出する責任を負う。その後、当該契約書になんらかの修正が加えられた場合にも、正確な翻訳が世銀に提出されるものとする。

## 事後審査

5. 調達事後審査（Procurement Post Review: PPR）は、通常、世銀により実施される。借入者はプロジェクトの実施中および融資契約の満了日から最長 2 年間、本付記の 2 節に定められていない契約についてすべての書類を保持するものとする。世銀あるいはそのコンサルタント／監査人が検証するこの文書には、契約およびその後のすべての改正または補遺の署名付き原本、プロポーザル原本、技術評価報告書および総合評価報告書、落札推薦、インボイスもしくは支払証明書が含まれるものとするがそれに限らない。単一供給源から選定された契約の場合は、決

---

<sup>61</sup> 1.22 節参照。

定の正当性確認の記録、コンサルタントの資格と経験、および署名された契約書の正本を含むものとする。借入者はまた、かかる文書を要請に応じて世銀に提出するものとする。世銀は、融資契約に反映され、世銀が「異議なし」と回答した調達計画に詳述された合意済みの手順および方法に従った形で契約が落札されていない、または契約自体がかかる手順または方法に反すると世銀が判定した場合など、本ガイドラインの 1.19 節に定めるいずれかの理由により誤調達を宣言できる。世銀は直ちに借入者にかかる決定の理由を通告するものとする。プロジェクトのリスクおよび範囲によっては（多数の単純な少額契約が関わる場合など）、世銀は、世銀の容認し得る条件および報告手続きに従って PPR を遂行する独立した企業を指名することを借入者と合意することもできる。そのような場合、世銀は、借入者により提出された報告書を審査し、プロジェクト実施中に必要に応じて事後審査を直接実施する権利を留保する。

### 事後審査から事前審査への変更

6. コスト見積り額が調達計画に明記されている世銀の事前審査基準額を下回っていた契約は、選定された企業の金銭面の提案が当該基準額を超えている場合に、事後審査ではなく事前審査に該当するものとする。評価報告書および落札推薦など、関連する調達書類のうちすでに処理済みのものすべてが、落札者決定の前に世銀に提出され、事前審査および「異議なし」を受けるものとする。一方、選定された企業の金銭面の提案が事前審査基準額を下回っている場合は、事前審査プロセスが継続するものとする。一定の状況下では、たとえば重大な苦情であると世銀が判断した場合など、世銀は、借入者に対し、調達計画の中で定められている事前審査基準額を下回る契約についても事前審査プロセスに従うよう要求することができる。また、コスト見積り額が従前の評価額から増加もしくは減少したために、選定方法を変更することが要求される場合には、調達計画が借入者により修正され、世銀に提出されて審査および「異議なし」を受けるものとする。

### 落札者決定の公表

7. 借入者は、ショート・リストに外国企業が含まれるすべての契約および単一供給源からの選定により外国企業が落札したすべての契約についての情報を UNDB オンラインで、ショート・リストが国内企業のみで構成されるすべての契約および単一供給源からの選定により国内企業が落札したすべての契約についての情報を国内定期刊行物<sup>62</sup>で、それぞれ公表するものとする。そうした公表は、世銀の事前審査を受ける契約については本付記の 2 節(h)および 2 節(j)に従った落札に対する世銀の「異議なし」の回答を受けてから 2 週間以内、世銀の事後審査を受ける契約については選定された企業との交渉の成功裏の終了から 2 週間以内に、それぞれ行われるものとする。公表内容は、それぞれの方法に関連し適用す

<sup>62</sup> 広く発行されている国内全国紙および／あるいは官報（広く発行されている場合）、あるいは広く利用されているウェブサイトもしくは国内外から無料でアクセスできる電子ポータルにおいて、2.15 節で定義されている母国語による。

る以下の情報を含むものとする。(a) ショート・リストに記載されているすべてのコンサルタントの名前、ならびにその中でプロポーザルを提出したコンサルタントの明示、(b) 各コンサルタントの技術スコア合計点ならびに基準ごとおよび細部基準ごとのスコア、(c) 各コンサルタントが提示して、読み上げられ、評価された価格、(d) コンサルタントの最終的な総合点および最終順位、ならびに (e) 落札コンサルタントの名前ならびに契約の合計価格、期間、および範囲の概要。これと同じ情報が、プロポーザルを提出したすべてのコンサルタントにも送付されるものとする。世銀は、借入者から署名入り契約書の正式な写しを受領次第、事前審査による契約の落札者決定を上記 2(i)に従って外部向けウェブサイトで公表すべく手配する。

### 世銀の制裁方針および手続きに関する相当の注意

8. プロポーザルの評価を実施するとき、借入者は、コンサルタントの適格性を、世銀の外部向けウェブサイトに掲載されている、本ガイドラインの 1.23 節(d)および/あるいは調達ガイドラインの 1.16 節(d)に従って世銀により受注資格剥奪中または資格停止中の企業および個人の一覧表で確認するものとする。借入者は、契約署名後に世銀による制裁措置を受けている企業または個人により締結された継続中の契約（事前審査または事後審査の対象であるか否かを問わない）について、綿密に監督し監視することにより、さらなる相当の注意を払うものとする。借入者は、資格停止中または受注資格剥奪中の企業または個人とは、当該の資格停止または受注資格剥奪の発効日以後、世銀の事前審査および「異議なし」なしには、いかなる新規契約にも署名せず、継続中の契約の完了のための時間的延長を含む改訂版にも署名しないものとする。世銀は、原契約の完了日または、(i) 事前審査を受ける契約については、世銀が「異議なし」の回答を与えている改訂版に関して、(ii) 事後審査を受ける契約については、資格停止または受注資格剥奪の発効日前に署名された改訂版に関して、修正された完了日の前に発生した追加費用についてのみ、融資する。世銀は、資格停止中または受注資格剥奪中の企業または個人とは、当該の資格停止または受注資格剥奪の発効日もしくはそれ以後に締結されたいかなる新規契約についても既存契約に重大な修正を導入するいかなる改訂版もしくは補遺についても、融資しない。

## 付記 2: RFPのコンサルタントへの指示書およびデータシート (ITC) <sup>63</sup>

1. 借入者は世銀が発行する標準 RFP を利用するものとする。この標準 RFP には、ほとんどの選定方法について適用する関連指示を網羅した ITC も含まれている。例外的な状況下で、借入者が標準 ITC の修正を余儀なくされた場合は、本文を修正せずに、技術データシートを用いてこのような修正を行うものとする。ITC には、次のような委託業務面の情報が十分含まれるものとする。

- (a) 委託業務の簡単な内容。
- (b) 技術プロポーザルと財務プロポーザルの標準書式。
- (c) 質問の説明を受けたり、必要に応じてコンサルタントの代表と面会したりする職員の名前と連絡先。
- (d) 次の項目をはじめとする、従うべき選定手続きの詳細。(i) 2 段階に分けたプロセスの説明 (妥当な場合に限る)、(ii) 技術評価基準のリストと各基準に与えられる加重値、(iii) 財務プロポーザルの評価についての詳細、(iv) QCBS 方式を用いる場合の、質とコストの相対的加重値、(v) 質に対する最低合格点、(vi) 財務プロポーザルの公開開封に関する詳細。
- (e) コンサルタントに要求される主力専門家の投入量 (人月で表示) の見積りと予算総額のいずれか。
- (f) 主力専門家に求められる最低限の経験や学術面での達成事項などの記述。
- (g) 外部から資金を調達する場合の詳細と状況。
- (h) 交渉関連の情報、契約交渉中に要求される選定企業の財務情報やその他の情報。
- (i) プロポーザルの提出期限。
- (j) サービス・コストの表示、比較、支払いに用いられる通貨または一連の通貨。
- (k) 提案のコンサルタント契約に特に該当する借入者の国内法規に関する記述。
- (l) 請負契約後に同一のプロジェクトのもとで必要となる製品、作業またはサービスを提供する活動が、委託業務のもとで提供されているサービスの利害に抵触すると世銀が判断する場合、このような活動に従事する企業とその関連会社は資格を失うという記述。
- (m) 技術評価作業が価格の影響を受けないよう、技術プロポーザルと財務プロポーザルは別々の封筒に封印して提出しなければならないといった規定を含む、プロポーザルの提出方法に関する記述。
- (n) 招請された企業に対し (i) RFP の受領の通知と (ii) プロポーザル提出の成否を借入者に伝えるよう求める要請。

<sup>63</sup> 本付記は、3.12 節で説明されている UCS パイロット・プログラムを使用して落札される契約の場合には適用しない。

- (o) プロポーザル提出を招請されたコンサルタントのショート・リストと、これに掲載されたコンサルタント同士の提携が容認されるかどうかの記述。
- (p) コンサルタントのプロポーザルの有効期間（ただし、この期間中、提案の対象となった主力専門家をコンサルタントが変更なく堅持し、提案中の料金レートと総額の両方を保持するものとする）と、万一、プロポーザルの有効期間が延長された場合、コンサルタントが自己のプロポーザルを維持しなくてもよい権利。コンサルタントが自己のプロポーザルの有効期間の延長に合意する場合、コンサルタントは、当初のプロポーザルにいかなる変更も加えることなく延長し、本契約において規定されている以外には当初提案されたすべての主力専門家が対応可能であることも確認するものとする。この時点でいずれかの主力専門家が対応可能でなく、コンサルタントがプロポーザルの有効期限を延長すると同時に当該専門家から別の専門家への代替を要請する場合、コンサルタントは、借入者の納得する十分な正当化理由および証拠を提供するものとする。対応不能な専門家が確認なしに提案されたことが実証された場合、またはそうした代替について提供された理由あるいは正当化理由が容認不能な場合、または代替専門家の資格や経験が当初提案されていた専門家と同等もしくはそれ以上ではない場合、当該プロポーザルは拒絶されるものとする。容認可能であるとしても、技術プロポーザルまたは財務プロポーザルにおけるそれ以外のいかなる変更も認められない。主力専門家に基づいた技術評価スコア、財務プロポーザル、ならびに当初プロポーザルのその他の詳細は、変更されないままとする。
- (q) 選定されたコンサルタントが委託業務を開始できる予定日。
- (r) (i) コンサルタントの契約と要員が免税措置を受けるかどうか、また、免税措置を受けない場合、(ii) どのような税金の課税対象となりそうか、あるいは、このような情報をどこでタイミングよく入手できるかという記述、ならびに、コンサルタントに対し、財務プロポーザルの中に課税額を個別に明示するよう義務付ける記述。
- (s) TOR または請負契約書の草案に含まれていない場合、借入者側で提供するサービスや、施設、設備、およびスタッフの詳細。
- (t) 適切な場合は、委託業務の段階的实施とフォローアップ業務の生じる可能性。
- (u) RFP に記載された情報の問合せに対する取扱い方法。
- (v) 委託業務の一部を下請に出す際の条件。



## 付記 3: コンサルタントへの手引き

### 目的

1. この付記は、世銀の融資を受けるコンサルティング・サービスへの参加を希望するコンサルタントへの手引きである。

### コンサルタント選定に対する責任

2. プロジェクトの実施責任と、プロジェクトのコンサルティング・サービスに対する支払いの責任は、ひとえに借入者側にある。一方、世銀の融資金から資金を引き出せるのは、支出が生じたときに限られることを確実にする責任は、世銀協定により世銀に課せられている。融資金またはグラントの支払いは、借入者からの要請があったときにだけ実行される。借入者は、資金が融資契約および調達計画に従って使用されたまたは使用されることを証明する関係書類を添えて、引き出し申請を世銀に提出する<sup>64</sup>。本ガイドラインの 1.4 節で強調されているように、コンサルタントの選定と雇用の責任は借入者側にある。借入者は、プロポーザルを招請し、受領し、評価し、請負契約を締結する。請負契約は、借入者とコンサルタントの間で交わしたものであって、世銀はこのような契約の当事者とはならない。

### 世銀の役割

3. 本ガイドラインの付記 1 に記述されているように、世銀は、RFP、プロポーザルの評価報告、落札企業の推薦書、および請負契約書を審査して、融資契約に規定され、かつ調達計画に詳細が定められているとおりの、当事者同士が合意した手続きに従って、選定過程が実施されたことを明確にする。世銀の事前審査が必要な契約については必ず、世銀が、付記 1 に記述されているように、各文書が発行される前にそれらの審査を行う。また、選定過程でいつでも（請負契約を締結した後でさえ）、当事者同士で合意した手続きから大幅に逸脱したと世銀が判断した場合には、1.19 節で記述されているように、世銀はこれを「誤調達」と見なすことができる。ただし、借入者が世銀の「異議なし」の回答を得て請負契約を落札してしまった後は、借入者から提出された情報が不完全、不正確、あるいは誤解を招くようなものであったために世銀が「異議なし」の回答を行った場合にのみ、誤調達と見なすことができる。さらに、借入者またはコンサルタントの代表が腐敗行為または不正行為を行ったと世銀が判断した場合も、本ガイドラインの 1.23 節に規定した制裁を課すことができる。

4. 世銀は、コンサルティング・サービスのタイプに応じて、一連の標準 RFP と標準請負契約書を発行している。本ガイドラインの 2.9 節と 2.12 節に記述されているように、借入者にはこれらの書類を使用するよう義務づけられている。ただし、プロジェクト固有の問題に対処するため、世銀が容認できる最小限の変更は

---

<sup>64</sup> 世銀の融資実行に関する方針および手続きについての詳細情報は、*The World Bank Disbursement Guidelines for Projects* および *Disbursement Handbook for World Bank Clients*（世銀のウェブサイト [www.worldbank.org/projects](http://www.worldbank.org/projects) に掲載されている）を参照。

認められている。借入者は、これらの書類を RFP の一部として作成し、発行するものとする。

### コンサルタント・サービスに関する情報

5. サービスの性質、時期、コスト見積り、専門家作業時間の投入量などの簡潔な記述をはじめとするコンサルタント・サービスの情報は、たとえば、準備中のプロジェクト内容が掲載されたプロジェクト情報書類（Project Information Document: PID）に含まれている。それと同時に、同様の情報が、業務要約月報（Monthly Operational Summary: MOS）の各プロジェクト内容の説明の項にも含まれている。これらの情報は、継続的に更新されている。各プロジェクトは、**国連開発ビジネス（United Nations Development Business: UNDB）**<sup>65</sup>の一般調達通知書に掲載されなければならない。この告示欄には、所要サービス、クライアント機関、予算コストについてさらに詳細の内容が記述されている。大口の請負契約<sup>66</sup>の場合は、そのあと、**UNDB** オンラインに「関心表明」を求めた特定通知を掲載する。さらに詳しい情報は、プロジェクト評価文書（PAD）に掲載される。
6. PIDおよびMOSは、インターネットや世銀内のインフォショップ<sup>67</sup>から入手できる。PADは、融資が承認された後に入手できる。また、UNDBはオンラインでの購読申込みが可能である。

### コンサルタントの役割

7. コンサルタントが RFP を受領し、TOR の諸規定や、商業上・契約上の諸条件を満たすことができる場合は、応答用プロポーザルの作成に必要な準備作業（たとえば、委託業務の実施国への視察、提携先探し、文書の収集、作成チームの編成）の手配をすべきである。コンサルタントが、特に選定手続きと評価基準に関して RFP 文書中に何らかの曖昧さや、遺漏または内部矛盾、あるいは不明瞭、差別的、または制限的に見える部分を見つけた場合は、これらを明確にするために RFP に規定された期間内に書面で借入者の説明を求めなければならない。
8. これと関連して、本ガイドラインの 1.2 節に記述されているように、借入者が発行した特定の RFP が各選定の基準となっていることを強調すべきである。コンサルタントは、RFP の規定のいずれかが、本ガイドラインと矛盾すると感じた場合は、この問題を借入者に提起すべきである。
9. コンサルタントは、RFP で求められているあらゆる裏付け書類を添付し、完璧な形式で応答用プロポーザルを提出すべきである。プロポーザルと共に提出した主力専門家の履歴書は正確を期することが重要である。履歴書は、コンサルタ

<sup>65</sup> UNDB オンラインは、国連の出版物である。申込みの問合せ先：Development Business, United Nations, GCPO Box 5850, New York, NY 10163-5850, U.S.A.（ウェブサイト：[www.devbusiness.com](http://www.devbusiness.com)、メールアドレス：dbsubscribe@un.org）。

<sup>66</sup> 契約コストが米ドルに換算して 30 万ドルを超えるとみられる請負契約。ただし、ショート・リストが国内コンサルタントのみで構成される場合を除く（本ガイドラインの 2.5 節および 2.7 節を参照）。

<sup>67</sup> インフォショップの住所（世界銀行の住所と同様）：1818, H Street, N.W., Washington, D.C., 20433, U.S.A. プロジェクトのデータベースは、[www.worldbank.org/projects](http://www.worldbank.org/projects) にて閲覧可能。

ントと専門家個人の両方が署名し、署名の日付を記入するものとする。ひとたび技術プロポーザルが受理され、開封されると、コンサルタントは、その内容や主力専門家などの変更を要求されたり、このような変更を許可されたりすることはない。重要な諸条件に従っていないプロポーザルは最終的に拒絶される。同様にひとたび財務プロポーザルが受理されると、コンサルタントは、提示した手数料などの変更を要求されたり、このような変更を許可されたりすることはない。ただし、RFP の諸規定に従って交渉を行っているときは例外とする。ある企業で主要専門家が稼働できないことがプロポーザルの有効期限延長による場合、本ガイドラインの 2.28 節および付記 2 の 1 節(p)に従い、同等あるいはそれ以上の資格を備えた主要専門家との変更が可能となることもある。

### 守秘義務

10. 本ガイドラインの 2.35 節に記述されたように、プロポーザルの評価過程は、2.23 節および 2.30 節にある技術得点の開示を除いて、落札者決定が公表されるまで、極秘扱いにされるものとする。この守秘義務により、借入者と世銀審査担当者の両方にとって、不適切な介入やその可能性を回避することができる。評価過程の間にコンサルタントが追加情報を提出したい場合は、借入者または世銀、あるいはその両方に書面で行なわなければならない。

### 世銀の対策

11. コンサルタントが選定過程について問題または質問を提起したい場合は、借入者との通信の写しを世銀に送付するか、または借入者が速やかに回答しない場合もしくは通信の内容が借入者に対する苦情である場合は、世銀に直接書面で連絡することができる。これらの通信はすべて、プロジェクトのタスク・チーム・リーダー宛に送付され、その写しとその借入国を担当するカンントリー・ディレクターおよび地域調達管理者宛に送られるものとする。タスク・チーム・リーダーの氏名は、PAD に掲載されている。

12. プロポーザルの提出期限前に、世銀がショート・リスト掲載のコンサルタントから受けた通信は、妥当な限り、世銀のコメントと助言を添えて借入者に回送され、借入者による処置または応答を求めるものとする。

13. 世銀が技術プロポーザル開封後にコンサルタントから受けた通信は、苦情も含め、次のように処理される。世銀による事前審査の必要のない請負契約の場合は、適切とみなされるいかなる通信あるいは関連するその抜粋も借入者に回送し、十分な検討と適切な処置を求める。借入者は、関連するすべての文書を世銀に提出し、その審査およびコメントを求めるものとする。世銀による事前審査を必要とする請負契約の場合、世銀は、借入者と協議して当該通信を検討し、追加情報が必要な場合はそれを借入者に要請する。追加の情報や説明をコンサルタントから求める必要がある場合は、借入者にその入手を依頼し、これに対する借入者のコメントを求めたり、あるいは適切であれば、評価報告書にこれを盛り込むよう

要請したりする。世銀の審査は、当該通信が十分に調査され、検討されるまで完了することはない。コンサルタントから受けた通信のうち不正と腐敗の申し立てに関係するもの<sup>68</sup>については、機密保持を理由として異なる取扱いが必要となりうる。そのような場合、世銀は、借入者との情報共有において適切とみなされる相当な注意と裁量を用いるものとする。

14. 世銀は、選定過程と審査過程が進行している間、請負契約の落札が公表されるまで、通信の受領を確認する以外、コンサルタントとの討議や交信は行わない。

### 世銀による結果説明

15. 落札者が決定された後に、コンサルタントが、自社のプロポーザルが選定されなかった理由を知りたい場合は、2.32 節に定められたとおり、借入者にその依頼状を送らなければならない。コンサルタントが受けとった書面による説明および／または借入者による結果の説明に満足できず、世銀との会合を希望する場合は、当該借入国に関係する地域調達管理者に申し入れることができる。これを受けて、地域調達管理者は、適切なレベルの関連スタッフとの会合を手配する。そうした会合の目的は入札者のコンサルタントのプロポーザルについて議論することであり、借入者に伝えられた世銀の見解が破棄されることも、競合企業のプロポーザルについて議論されることもない。

---

<sup>68</sup> 不正と腐敗の疑いに関する報告は、世銀監察総局 (Integrity Vice Presidency: INT) に直接、電子メール ([investigations\\_hotline@worldbank.org](mailto:investigations_hotline@worldbank.org))、世銀ウェブサイト経由、第三者により運営される 24 時間対応のホットライン (フリーダイヤル: +1-800-831-0463、コレクトコール: +1-704-556-7046) (通訳あり、匿名電話も可能)、またはワシントンの世銀本部事務所の INT への電話 (+1-202-458-7677) で行うことができる。